

農林水産物・食品輸出環境課題レポート  
(2014/2015)

平成 27 年 4 月 24 日

**農林水産省**

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 農林水産物・食品の輸出額	2
3. 品目横断的な課題への対応	
(1) 放射性物質に係る輸入規制への対応	9
(2) 動植物検疫協議への対応	10
(3) 食品安全に関する規制の強化への対応	11
(4) 残留農薬基準への対応	12
(5) 知的財産侵害への対応	13
(6) ハラール認証の取得への対応	14
(7) 有機同等性の承認の取得への対応	15
(8) その他の取組み	15
4. 重点品目の輸出環境課題を巡る状況	
(1) 加工食品	16
(2) 水産物	19
(3) コメ・コメ加工品	21
(4) 林産物	23
(5) 花き	24
(6) 青果物	26
(7) 牛肉	29
(8) 茶	31
5. 参考	
(1) 輸出戦略実行委員会について	33
(2) 品目別輸出団体の発足状況	35
(3) 品目別輸出拡大方針	36
(4) 主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要	48
(5) 当面取り組むべき輸出環境課題について	49

## 1. はじめに

我が国では、少子高齢化の進行等により農林水産物・食品市場が減少傾向にある。一方で、世界の食市場は、平成 21（2009）年の 340 兆円から平成 32（2020）年には 680 兆円まで倍増すると推計されており、特に中国・インドを含むアジア全体の市場規模は、所得水準の向上による富裕層の増加や人口増加等に伴い、82 兆円から 229 兆円まで 3 倍に増加すると推計されている<sup>1</sup>。我が国からの農林水産物・食品の輸出を拡大し、我が国の農林水産業を成長産業にするためには、この世界の食市場の成長を取り込むことが不可欠である。

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を平成 32（2020）年までに 1 兆円規模に拡大するとの目標を掲げ、その達成に向けて、平成 25（2013）年 8 月、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（以下、「輸出戦略」という。）」を策定した。同戦略においては、「日本食」を特徴付けるコンテンツである①加工食品、②水産物、③コメ・コメ加工品、④林産物、⑤花き、⑥青果物、⑦牛肉、⑧茶の 8 品目を重点品目とし、重点品目ごとに重点国・地域を定め、輸出環境の整備や商流の確立・拡大を図っていくことを位置づけている。

輸出戦略にも位置づけられているように、農林水産物・食品の輸出を拡大していくためには、個々の輸出事業者がバラバラにプロモーション等に取り組んでいる状況を改め、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制を整備することが重要である。また、併せて、輸出したい国・地域に対して輸出したい品目を輸出できるよう、原発事故を契機に行われている日本産農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけや、輸出先国・地域が求める基準・認証等の撤廃・緩和といった輸出環境課題への対応を進めていくこととしている。

こうした考えの下、平成 26（2014）年 6 月、農林水産物等輸出促進全国協議会に、輸出戦略実行委員会を設置し、関係省庁・関係団体・事業者の参画を得て、重点品目ごとに輸出実績の分析、輸出戦略に基づく取組の検証、プロモーション活動や環境整備等具体的な取組方針をまとめたほか、輸出環境課題については品目ごとに優先的に対応する必要がある課題をとりまとめた。今後、輸出戦略実行委員会において、PDCA サイクル（Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Act（改善））に基づき毎年度の取組の進捗状況や効果等について検証を行い、必要な見直しを講じていくこととしている。

本レポートは、輸出戦略実行委員会での議論の結果を基に、農林水産省において、重点品目の輸出環境課題及び対応状況等をまとめたものである。本年度は、発行初年度であることから、現時点において重要と考えられる輸出環境課題の概要等を主に整理したが、今後、輸出戦略実行委員会での PDCA サイクルに基づく検証結果を踏まえ、毎年度の進捗状況や新たに生じた課題等を整理・追加し、本レポートを更新・充実化していくことを予定している。

---

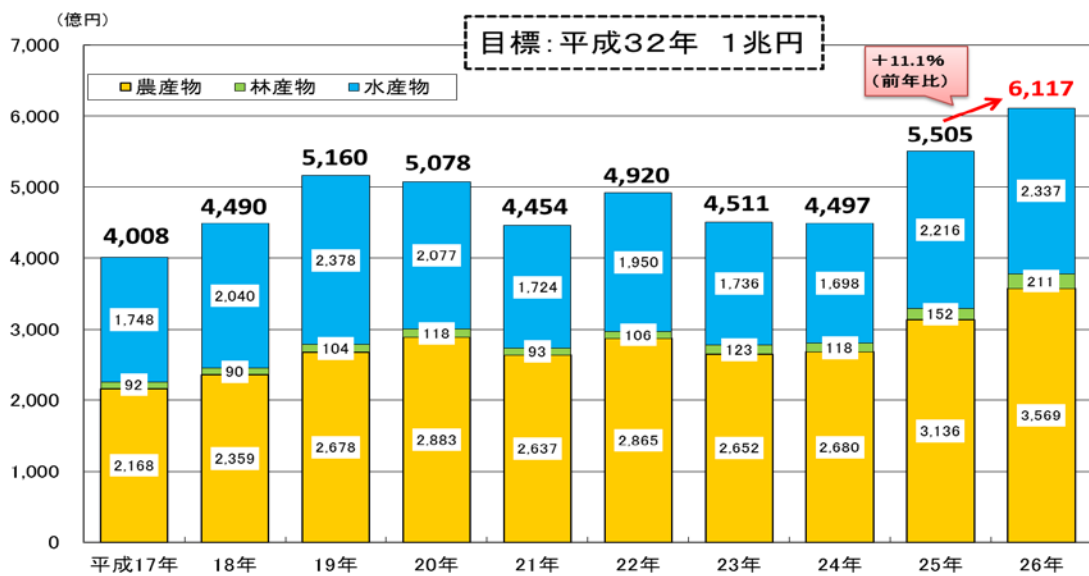
<sup>1</sup> A.T.カーニー（株）の推計を基に農林水産省で算出。

## 2. 農林水産物・食品の輸出額

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、近年順調に拡大し、平成 19 (2007) 年には 5,160 億円となったが、リーマンショック等を契機とした世界的な不況や平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響等によって減少し、「5 千億円の壁」に当たっていた。

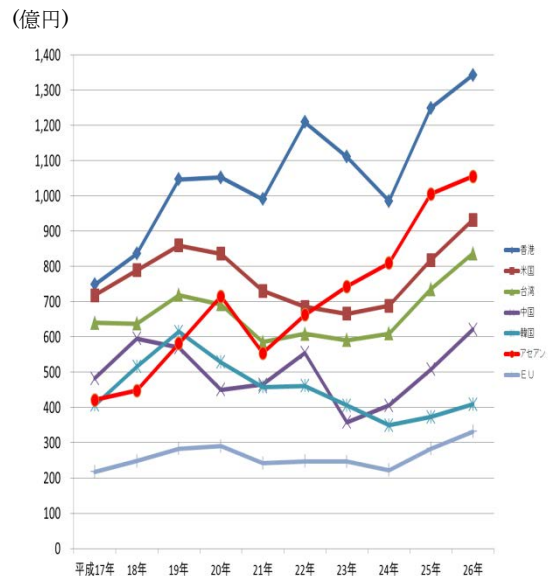
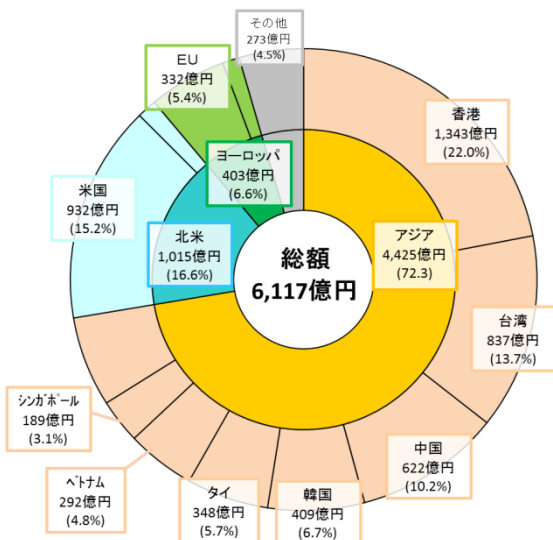
このような中、農林水産物の成長産業化を目指すため、農林水産物・食品の輸出を重点施策として官民あげて取組んできたところ、平成 25 (2013) 年には増加に転じ、輸出額の統計を取り始めた昭和 30 (1955) 年以降最高額の 5,505 億円を記録した。平成 26 (2014) 年も堅調に拡大し、記録を更新して過去最高額の 6,117 億円 (対前年比+11.1%) となり、初の 6 千億円台に到達した。

### ●農林水産物・食品の輸出額の推移



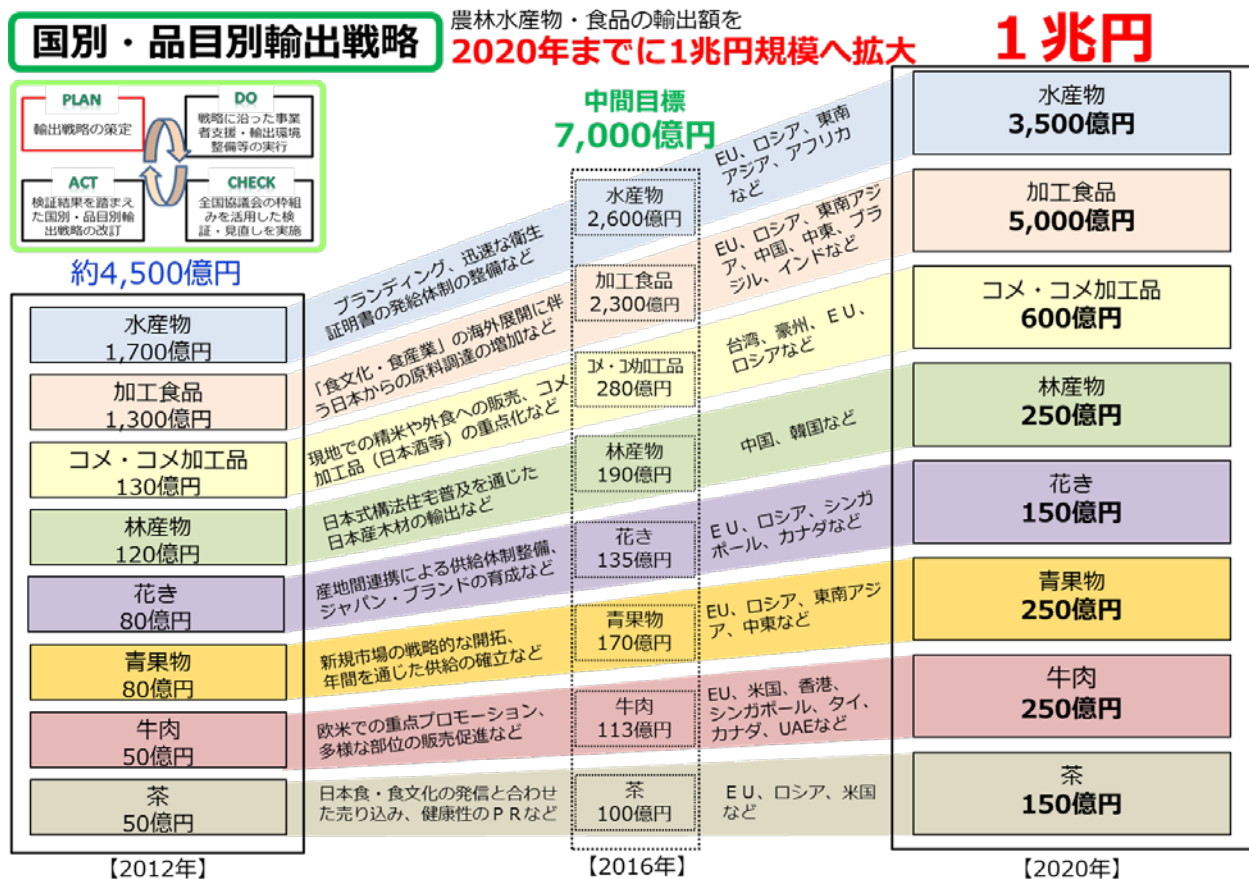
農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、水産物が約 4 割、加工食品が約 3 割を占めている。また、国・地域別に見ると、1 位香港、2 位米国、3 位台湾、4 位中国、5 位韓国となっており、地域別ではアジアが 72%、北米が 17%と、アジア向けの輸出が大半を占める構造となっている。

### ●国・地域別輸出額 (平成 26 年 (2014 年))



農林水産省では、平成 32 (2020) 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円規模に拡大するという目標を掲げており、この目標の達成のため、輸出環境の整備や商流の拡大に取り組んでいくこととしている。特に輸出環境の整備については、放射性物質に係る輸入規制といった複数品目に共通する品目横断的な課題と、各品目固有の課題があり、それぞれに重要度や難易度を考慮し、優先順位を付して解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

(参考) 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略 (平成 25 (2013) 年 8 月策定)



**【コラム】世界の食品輸出大国から考える。**

1. 自国の特性を活かした輸出の促進

2014年、我が国の農林水産物・食品の輸出額は、6,117億円と過去最高額を記録しました。しかし、世界に目を転じると、米国、オランダ、ドイツ、中国、ブラジル、フランス等は、日本の数十倍の輸出額となっており、農産物の輸出額では日本は57位となっています。また、日本の農林水産物の産出額10兆3,349億円（2012年）と比べ、農林水産物・食品の輸出額は、著しく小さい状況となっています。

世界で輸出額の上位に名を連ねている国々を見ると、様々な特徴があることがわかります。例えば、米国では大豆やとうもろこし、ブラジルでは大豆や砂糖、カナダでは小麦や菜種といった品目が上位を占めていますが、こうした国土面積の大きな農業大国は、広い土地を利用して生産した穀物等を比較的素材に近い形で他の国・地域に輸出しています。

一方、加工貿易や中継貿易により輸出を伸ばしている国もあります。例えばオランダは国土面積の小さい国でありながらも、野菜・花き等の施設栽培等の集約的農業が展開されている他、海外から「カカオ豆」を輸入し「チョコレート等の調製品」に、「葉たばこ」を輸入し「たばこ」に加工した上で輸出するなど、原材料となる輸入農作物を加工し付加価値を高めて他国に輸出する「加工貿易」を行っています。また、オランダは欧州の中央部に位置する利点を活かして、南欧から輸入した野菜等を他国に輸出する「中継貿易」も行っています。

このように、自国の農業構造、立地条件、輸出先の状況等の様々な要素を活かしながら、輸出促進に取り組んでいくことが重要となっています。

**世界の農産物主要輸出国における農産物の輸出入状況と穀物自給率(2011年)**

※農産物の輸出入額及び穀物自給率は、「FAO統計」より引用

1. 米国

上位	品目	輸出額 (百万ドル)	シェア(%)
1	大豆	17,564	12.6
2	とうもろこし	13,982	10
3	小麦	11,135	8
4	綿(超繊維)	8,425	6
5	調製食料品	5,980	4.3
—	総額	139,891	100

上位	品目名	輸入額 (百万ドル)	シェア(%)
1	コーヒー生豆	7,082	6.6
2	蒸留酒	6,399	6
3	ワイン	5,046	4.7
4	天然ゴム	4,838	4.5
5	ビール	3,796	3.5
—	総額	107,109	100

118%
------

## 2. オランダ

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	動植物性原材料(主に花卉)	11,583	13.2
2	たばこ(製品)	3,990	4.5
3	チーズ	3,733	4.2
4	調製食料品	3,528	4
5	飼料	2,295	2.6
—	総額	87,953	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	動植物性原材料(主に花卉)	3,018	5.3
2	カカオ豆	2,502	4.4
3	大豆かす	2,317	4.1
4	パーム油	2,036	3.6
5	大豆	1,626	2.9
—	総額	57,025	100

穀物自給率 (世界第139位)	14%
--------------------	-----

## 3. ドイツ

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	豚肉	4,927	6.1
2	チーズ	4,695	5.8
3	たばこ(製品)	4,228	5.3
4	調製食料品	4,060	5.1
5	チョコレート製品	3,822	4.8
—	総額	80,321	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	コーヒー豆(生豆)	4,902	5.2
2	チーズ	3,998	4.2
3	ワイン	3,253	3.4
4	調製食料品	2,480	2.6
5	菜種	2,011	2.1
—	総額	94,997	100

穀物自給率 (世界第40位)	103%
-------------------	------

## 4. ブラジル

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	大豆	16,327	20.5
2	分蜜糖	11,549	14.5
3	コーヒー生豆	8,000	10
4	鶏肉	7,063	8.9
5	大豆油粕	5,698	7.2
—	総額	79,630	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	小麦	1,832	16.8
2	天然ゴム	1,009	9.3
3	麦芽	503	4.6
4	綿(長繊維)	390	3.6
5	調製食料品	333	3.1
—	総額	10,908	100

穀物自給率 (世界第41位)	103%
-------------------	------

## 5. フランス

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	ワイン	9,941	13.5
2	小麦	6,738	9.2
3	蒸留酒	4,474	6.1
4	チーズ	3,411	4.6
5	とうもろこし	2,539	3.5
—	総額	73,483	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	調製食料品	2,156	4
2	チョコレート製品	1,928	3.5
3	ペストリー	1,828	3.4
4	たばこ(製品)	1,791	3.3
5	蒸留酒	1,521	2.8
—	総額	54,315	100

穀物自給率 (世界第9位)	176%
------------------	------

## 6. アルゼンチン

上位	品目名	輸出額 (百万USDル)	シェア(%)
1	大豆油粕	9,907	22.9
2	大豆	5,457	12.6
3	大豆油	5,197	12
4	とうもろこし	4,519	10.5
5	小麦	2,509	5.8
—	総額	43,207	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDル)	シェア(%)
1	天然ゴム	165	8.2
2	バナナ	144	7.2
3	豚肉	137	6.8
4	調製食料品	136	6.8
5	コーヒー	98	4.9
—	総額	2,005	100

穀物自給率 (世界第3位)	284%
------------------	------

## 7. ベルギー

上位	品目名	輸出額 (百万USDル)	シェア(%)
1	チョコレート製品	2,603	6.1
2	ペストリー	1,772	4.1
3	調製食料品	1,506	3.5
4	バナナ	1,294	3
5	じゃがいも(冷凍)	1,273	3
—	総額	42,910	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDル)	シェア(%)
1	バナナ	1,570	4
2	菜種	1,430	3.7
3	コーヒー(生豆)	1,404	3.6
4	チーズ	1,332	3.4
5	ワイン	1,291	3.3
—	総額	39,103	100

穀物自給率 (世界第113位)	41%
--------------------	-----

## 8. 中国

上位	品目名	輸出額 (百万USDル)	シェア(%)
1	調製食料品	2,580	6.1
2	ニンニク	2,068	4.9
3	果実調製品	1,743	4.1
4	鶏肉(缶詰)	1,194	2.8
5	野菜(乾燥)	1,103	2.6
—	総額	42,305	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDル)	シェア(%)
1	大豆	29,726	31.3
2	綿花	9,466	10
3	天然ゴム(乾燥)	8,573	9
4	パーム油	6,634	7
5	ウール	2,620	2.8
—	総額	95,066	100

穀物自給率 (世界第46位)	100%
-------------------	------

## 9. インドネシア

上位	品目名	輸出額 (百万USDル)	シェア(%)
1	パーム油	17,261	41.2
2	天然ゴム(乾燥)	11,735	28
3	パーム核油	2,114	5
4	脂肪酸	1,189	2.8
5	コーヒー豆(生豆)	1,035	2.5
—	総額	41,868	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDル)	シェア(%)
1	小麦	2,194	12
2	綿花	1,786	9.7
3	粗糖	1,639	8.9
4	コメ	1,513	8.3
5	大豆油粕	1,321	7.2
—	総額	18,339	100

穀物自給率 (世界第55位)	87%
-------------------	-----



## 10. カナダ

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	小麦	5,742	14
2	菜種	4,645	11.3
3	菜種油	3,194	7.8
4	豚肉	2,286	5.6
5	大豆	1,446	3.5
—	総額	41,042	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	調製食料品	2,021	6.5
2	ワイン	1,916	6.2
3	ペストリー	1,059	3.4
4	骨なし牛肉	865	2.8
5	チョコレート	856	2.8
—	総額	31,000	100

202%
------

## 11. イタリア

上位	品目名	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	ワイン	6,075	15.3
2	チーズ	2,476	6.3
3	調製食料品	2,470	6.2
4	マカロニ	2,110	5.3
5	ペストリー	1,658	4.2
—	総額	39,599	100

上位	品目名	輸入額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	たばこ(製品)	2,965	6.1
2	小麦	2,612	5.4
3	チーズ	2,148	4.4
4	豚肉	1,940	4.3
5	コーヒー豆(生豆)	1,762	3.6
—	総額	48,711	100

76%
-----

## 57. 日本

上位	品目	輸出額 (百万USDドル)	シェア(%)
1	調製食料品	764	23.3%
2	たばこ(製品)	323	9.9%
3	ペストリー	145	4.4%
4	清涼飲料水	128	3.9%
5	米発酵飲料(日本酒等)	110	3.4%
—		3,273	100%

上位	品目名	輸入額 (百万ドル)	シェア(%)
1	たばこ(製品)	5,759	8.4%
2	とうもろこし	5,347	7.8%
3	豚肉	5,206	7.6%
4	天然ゴム(乾燥)	3,783	5.5%
5	小麦	2,706	4.0%
—	総額	68,470	100%

28%
-----

## 2. 食文化の普及・確立と一体となった輸出の促進

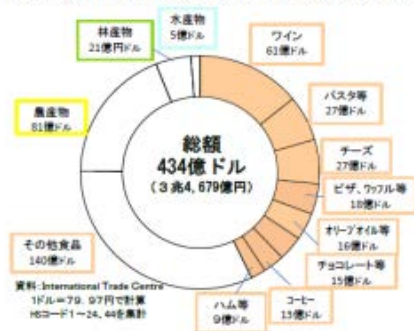
近年、日本でも外国料理が高い人気を博していますが、中でも「イタリアン」や「フレンチ」といった外国料理は、世界の多くの国々で愛される豊かな食文化として確立しています。こうした豊饒な食文化を生み出し、そして世界中に普及・確立させたフランスやイタリアは、同時に農林水産物・食品の輸出大国でもあります。

実際、イタリアやフランスは、自国の食文化の売り込みと一体となって輸出促進を進めており、「イタリアン」や「フレンチ」と関連する食材の輸出が主力となっています。例えば、イタリアでは、「イタリアン」の中核をなす、ワイン、チーズ、マカロニ、オリーブ油といった食品が輸出上位品目となっています。フランスでも同様に、「フレンチ」を形作るワイン、蒸留酒、チーズといった食品が輸出上位品目となっています。

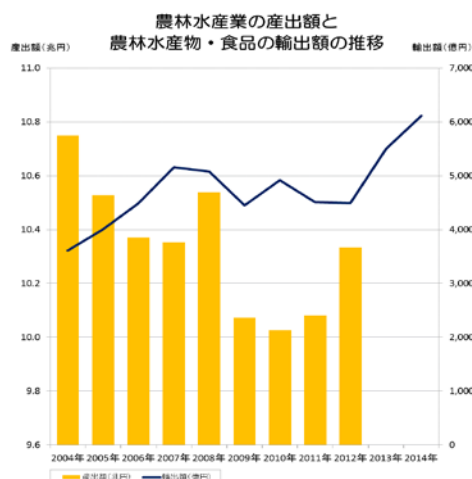
食文化の普及・確立と一体的に農林水産物・食品の輸出拡大を目指していく上で、日本は大いに可能性を秘めています。例えば、「好きな外国料理」を各国で調査したところ、一番人気が高いのは日本料理であるという結果が出ています（ジェットロ調査）。また、2013年には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。高まる日本食・食文化への関心・人気を追い風に、日本酒、茶、味噌・醤油など日本食を象徴する品目の輸出は着実に伸びています。

また、2015年に開催される、食をテーマとしたミラノ万博は、日本の食文化の素晴らしさを発信する絶好の機会であり、日本館で官民一体となって食に関する様々な展示を行うこととしています。また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中から多くの人々が日本を訪問し、日本の食を体験するチャンスになります。このような世界的なイベントの機会を捉えて、日本食・食文化の普及・確立と一体となって輸出に取り組んでいくことが重要となっています。

イタリアの農林水産物・食品輸出額の内訳(2011年)



日本の農林水産物・食品輸出額の内訳(2011年)



### 3. 品目横断的な課題への対応

#### (1) 放射性物質に係る輸入規制への対応

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質検査証明書の要求といった輸入規制措置が講じられた。

国内では、事故発生直後から、安全な食料の供給のために農林水産物の放射性物質検査が行われ、基準値を超える放射性物質が検出された農林水産物が市場に出回らないよう対策が講じられている。これら日本の食品の安全確保のための取組については、国際原子力機関 (IAEA) から「日本のモニタリングや放射性物質汚染食品への対応は適切である、フードチェーンは管理されている」と高い評価を受けているところである。

日本産農林水産物・食品の輸入規制を導入した国・地域に対しては、このような我が国が実施している食品モニタリング検査や出荷制限等の食品の安全確保のための措置の説明や、モニタリング検査の結果等の科学的データの提供等を丁寧に行い、IAEA の評価結果等も示しながら、二国間交渉及び国際会議等の場で政府一体となって輸入規制の緩和・撤廃を働きかけてきた。

これらの結果、平成 26 (2014) 年 12 月までにカナダ、ベトナム、オーストラリア等 13 カ国において全ての規制措置が撤廃され、輸入規制措置が緩和された国・地域は平成 26 (2014) 年 1 月以降のみを見ても、EU、シンガポール、タイ等 9 カ国・地域に上る。我が国の農林水産物・食品に対する輸入規制は着実に緩和・撤廃されてきている。

#### ●輸入規制完全撤廃

#### ●最近の輸入規制緩和(例)

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年6月	カナダ	2013年4月	シンガポール	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
"	ミャンマー	"	ロシア	輸入停止(6都県)→検査証明書添付で輸入可能(6都県)
2011年7月	セルビア	2013年6月	EU	検査証明書の対象品目が縮小
2011年9月	チリ	2013年10月	ブルネイ	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
2012年1月	メキシコ	2014年4月	EU	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
2012年4月	ペルー	2014年5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小(47都道府県→8県)
2012年6月	ギニア	2014年7月	シンガポール	輸入停止(福島県)→一部の品目を除き産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
2012年7月	ニュージーランド	2014年11月	タイ	検査報告書の対象県が縮小(8県→3県)
2012年8月	コロンビア	"	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
2013年3月	マレーシア	2014年12月	バーレーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
2013年4月	エクアドル	"	米国	検査報告書(3県)の対象品目が縮小
2013年9月	ベトナム	"	オマーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
2014年1月	オーストラリア	2015年2月	ブルネイ	輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) 検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
		2015年3月	米国	輸入停止(福島県他3県)→解除(一部の品目、証明書添付不要) 検査報告書(3県)の対象品目が縮小

このような中、我が国からの輸出額上位5カ国（地域）に含まれている、香港、台湾、中国、韓国においては、未だに福島県やその他の一部地域からの日本産農林水産物・食品の輸入停止措置が維持されており、輸出拡大を図る上での大きな阻害要因となっている。これらの国・地域に対し、国際会議等の機会や在外公館・在京大使館等を通じて、重点的に輸入規制緩和・撤廃を働きかけているところである。

このうち台湾においては、輸入停止対象地域で生産された日本産食品の産地表示が偽装されて輸入されているとされ、その事実関係が明らかにされないまま、輸入規制を強化することが平成27（2015）年4月15日に公告された（30日後に施行予定）。この事実関係については日台が協力して調査することとし、輸入規制の強化については、科学的根拠に基づかないものとして、台湾に対し撤回するよう強く申し入れているところである（平成27（2015）年4月23日現在）。

また、韓国については、平成25（2013）年9月、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉の8県産の水産物を輸入停止にする等、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制を強化した。これを受け、我が国は、韓国に対してこの輸入規制の緩和・撤廃を強く申し入れてきたところである。これらの働きかけの結果、平成26（2014）年12月及び平成27（2015）年1月、韓国の「専門家委員会」が来日し、現地調査を行ったところであり、今後も緩和・撤廃に向けて働きかけを続けていくこととしている。

●主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入停止措置（平成27年4月10日現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成26年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,343億円 (22.0%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	932億円 (15.2%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	837億円 (13.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	622億円 (10.2%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	409億円 (6.7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(\*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。

(\*) 台湾においては、2015年4月15日に輸入規制の強化(上記5県産の輸入停止措置を継続しつつ、5県産以外のすべての食品に対し産地証明書添付を義務付け、および一部の都県産の食品に対し放射性物質検査証明書添付を義務付け)の公告がなされた(30日後に施行予定)。この輸入規制の強化については、科学的根拠に基づかないものとして、撤回するよう強く申し入れているところ(平成27(2015)年4月23日現在)。

## (2) 動植物検疫協議への対応

日本産の農畜産物に対するニーズがある国・地域や、事業者が輸出したいと考える国・地域において、日本産農畜産物の輸入が検疫上の理由から禁止されている場合がある。また、輸入が認められている国・地域でも、品目によっては厳しい条件が課されている場合もある。これらの国・地域における日本産農畜産物の輸入解禁や条件緩和を実現するためには、輸入解禁又は条件緩和を相手国・地域に要請し、輸出条件について協議を行う必要がある。

輸入解禁や条件緩和のためには、病虫害や疾病に関して科学的知見に基づくリスク評価等が行われることから、要請から合意に至るまで数年以上を要する。特に、相手国・地域で発生がない病虫害や疾病が日本で発生している場合には、協議が相当長期に及ぶ場合もある。

農林水産省では輸出戦略に位置づけられた重点品目、重点国・地域を中心に、動植物検疫協議を実施し、着実に成果を上げてきたところであり、今後は、ジャパンブランドによるマーケティングを行う観点から、輸出戦略実行委員会において優先順位付けを行い、戦略的に検疫交渉を実施していくこととしている。

●平成 26（2014）年以降の実績及び今後優先的に対応する国・地域及び品目

	平成 26 年以降の実績	今後優先的に対応する国・地域及び品目
農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【米国】 うんしゅうみかん輸出の検疫条件緩和（2014 年 11 月）</li> <li>・【豪州】 ぶどう輸出解禁（2014 年 12 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【タイ】 かんきつ類輸出の検疫条件緩和</li> <li>・【ベトナム】 りんご輸出解禁</li> <li>・【米国】 かき輸出解禁</li> <li>・【台湾】 トマト輸出解禁</li> </ul>
畜産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【メキシコ】 牛肉輸出解禁（2014 年 2 月）</li> <li>・【ニュージーランド】 牛肉輸出解禁（2014 年 2 月）</li> <li>・【フィリピン】 牛肉輸出解禁（2014 年 3 月）</li> <li>・【ベトナム】 牛肉輸出解禁（2014 年 3 月）</li> <li>・【シンガポール】 牛肉検疫条件緩和（2014 年 3 月）</li> <li>・【EU】 牛肉輸出開始（2014 年 6 月）</li> <li>・【カタル】 牛肉輸出解禁（2014 年 7 月）</li> <li>・【インドネシア】 牛肉輸出解禁（2014 年 11 月）</li> <li>・【ロシア】 牛肉輸出解禁（2014 年 12 月）</li> <li>・【香港】 牛肉検疫条件緩和（2015 年 1 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【タイ】 牛肉輸出月齢制限撤廃</li> <li>・【台湾】 牛肉輸出解禁</li> <li>・【中国】 牛肉輸出解禁</li> <li>・【豪州】 牛肉輸出解禁</li> <li>・【イスラム圏（マレーシア、サウジアラビア等）】 牛肉輸出解禁</li> </ul>

### （3）食品安全に関する規制の強化への対応

食品安全に関する規制として、主要国・地域において食品事業者に対して HACCP（危害要因分析・重要管理点）<sup>2</sup>に基づく衛生管理を義務化する流れにある。

米国においては、一部の食品（水産物及びジュースの加工・輸入、食肉及び食肉製品）に HACCP による衛生管理が義務化されている。平成 23（2011）年 1 月に成立した食品安全強化法（FSMA）の一部規則では、その他の品目も含め、米国内で消費される食品を製造、加工、包装、保管する全ての施設について、HACCP の概念を取り入れた措置の計画・実行等が義務づけられることになっている（平成 27（2015）年 8 月から順次施行の見込み）。米国は我が国からの農林水産物・食品輸出額第 2 位であり、この FSMA は、米国に輸出される食品の製造事業者等にも大きく影響する（HACCP 義務化、日本も含む外国の食品供給業者に対するアメリカ食品医薬品局（FDA）による査察の増加等）ことから、日本においては、日本貿易振興機構（JETRO）が開催するセミナー等を通じて事業者に対して FSMA に関する情報提供、周知を進めているところである。

<sup>2</sup> Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入から最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測（危害要因分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。



EU では、一次産品を除く全ての食品の生産、加工、流通事業者に HACCP の概念を取り入れた衛生管理を義務づけている（平成 18（2006）年完全適用）。その他、台湾では一部の事業者（食肉加工事業者、乳製品加工事業者、水産食品事業者）に対して HACCP が義務化されており、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等でも一部の食品又は事業者に対して HACCP に基づく製造が義務化されている。

また、直近では、中国において食品安全法の改正が検討されており、平成 26（2014）年 12 月に示された改正第 3 次案では、現行法に引き続き、中国国内に流通する食品を製造する事業者に対して HACCP の実施により安全管理水準を向上させることを推奨するとしているほか、中国に食品を輸出する事業者に対して登録を求めるなど、輸入食品を含めた食品全般に対する規制強化が盛り込まれている。

韓国でも、平成 27（2015）年 2 月に輸入食品安全管理特別法が制定され、韓国に輸出される全ての食品の製造業者に対して登録制を導入するとしているほか、海外の食品製造事業者に対する現地査察を行うなど、安全管理を強化する動きにある。

日本においても、HACCP に基づく工程管理を推進しており、大企業の HACCP 導入率は 7～8 割であるが、中小企業では 3 割弱にとどまっている。こうした状況を踏まえ、HACCP の導入を促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法等によって、HACCP を導入しようとする事業者への支援を行っているところである。

また、食料産業において、海外から衛生管理等の取組が評価される環境を整えるため、日本発の食品安全のマネジメントに関する規格・認証スキームを構築するとの方針が平成 26（2014）年 8 月に「食料産業における国際標準戦略検討会」において取りまとめられ、現在、その内容の具体化に向けた検討が進められているところである。

さらに、厚生労働省においても、食品衛生法に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を平成 26（2014）年 5 月に改正し、新たに HACCP による衛生管理を設定した。これにより、食品等事業者が、HACCP による衛生管理と従来の衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できるようになった。また、と畜場及び食鳥処理場についても、関係法令の改正によって、HACCP による衛生管理と従来の衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとなった。

#### **（４）残留農薬基準への対応**

農林水産物・食品を輸出するに当たっては、その商品が相手国・地域の求める基準を満たしていることが大前提となる。例えば食品中の残留農薬基準値は、消費者の健康を保護しつつ、各国・地域で定める方法で農薬を使用して、農産物中にそれ以上残留することが考えられない濃度として設定されている。国・地域によって、栽培される作物、発生する病害虫が異なるため、使用する農薬や使用方法が異なる。例えば、茶は、米国、EU ではほとんど栽培されないため、使用できる農薬の種類が少なく、使用できる農薬であっても日本と基準値が異なるものもある。このため、日本で通常流通している作物を輸出したとしても、輸出先国・地域での基準に違反する場合がある。

我が国からの輸出額第1位である香港では、平成26(2014)年8月から残留農薬のポジティブリスト制<sup>3</sup>が導入されたが、日本で青果物や茶の生産に使用されている多くの農薬について、残留農薬基準値が設定されておらず、また、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならないという規則になっている。

また、我が国からの輸出額第3位である台湾においても、残留農薬のポジティブリスト制が導入されており、香港と同様、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならないこととされている。さらに、生鮮いちごは全ロット検査、うんしゅうみかん、マンダリン類、緑茶及び茶類調製品等についてはサンプル頻度強化(20~50%)措置がとられており、台湾での検査の結果、残留農薬基準違反で廃棄等の処分を受ける事案が生じている。

輸出先国・地域の残留農薬基準に沿った総合的病害虫・雑草管理(IPM)等の生産体系の構築等を行うことがまず必要であるが、代替農薬等が無く、使用せざるを得ない農薬がある場合には、相手国・地域に対して当該農薬に関するインポートトレランス<sup>4</sup>を申請していく必要がある。

なお、輸出先国・地域の残留農薬基準が変更になることがあるため、常時関係情報等を収集し、生産者等に提供していく必要がある。

## (5) 知的財産侵害への対策

日本産農林水産物・食品の世界的な評価の高まりを背景に、中国等において、我が国の地名等が商標登録出願される事例や、市場に我が国の農林水産物・食品のブランドイメージに便乗した模倣品や産地偽装が疑われる商品が流通するといった事例が確認されている。他国・地域において我が国の地名等が商標として登録された場合、その商標と同一又は類似の地名を付して販売すると権利者から警告・提訴される可能性がある。また、日本国内で育成・品種登録された種苗が、育成者権者に無断で品種保護制度のない国・地域や当該植物を保護対象としていない国・地域に持ち出され、現地で生産されるといった事例も生じており、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図る上で、これらの知的財産の侵害が大きな支障となる可能性がある。

こうした状況を踏まえ、農林水産省では、海外での知的財産権取得や第三者による商標出願に関する情報把握等を行うため、海外における知的財産制度や我が国農林水産物・食品の模倣品の発生状況等に関する現地調査や食品企業の知的財産担当OB等を活用した国・地域別担当者(相談窓口)の設置等を含む「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」を立ち上げるなど、知的財産侵害への対策を強化している。

また、東南アジア諸国・地域の中には、植物品種保護制度が十分に整備されていない国・地域が多いため、平成20(2008)年よりASEAN+日中韓からなる「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)に準拠した植物品種保護制度の整備及び円滑な運営を図るための協力活動を続けている。

<sup>3</sup> 食品中に残留する農薬等について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度。農薬等は原則禁止を前提に、使用を認めるものについてリスト化する(ポジティブリスト)方式。

<sup>4</sup> 海外で使用が認められている農薬等について、申請国・地域に登録がなくても設定される残留基準のこと。

## (6) ハラール認証の取得への対応

世界人口の4人に1人がムスリムと言われており、世界全体の人口増加スピードよりもムスリムの人口増加スピードが速いことから、イスラム圏の市場は益々拡大していくと見込まれる。この巨大なイスラムの食市場に進出していく上で、「ハラール認証」に対して注目が集まっている。

ハラールとは、イスラムの法において「合法」を意味し、ハラール食品とは、イスラムの法に基づいて食べることを許された食品を意味する<sup>5</sup>。ハラールではない主なものとしては、豚や犬、牙を持つ動物、イスラムの法に基づくと畜法によらず死んだ動物の肉、酒などが挙げられる。

「ハラール認証」とは、その食品がハラール食品であることを確認、認証する仕組みであるが、各国・地域又は各国・地域内の主要なイスラム団体が定めた宗教上の規格であり、基本的には輸入規制ではない。中東湾岸諸国においてはハラール認証の有無に係わらず、原則的にハラールでない食品は市場には流通していない。例えば、サウジアラビアでは豚肉や酒は輸入禁止品目となっているが、東南アジア等においては、牛肉・鶏肉等を除き、ハラールでない食品も輸入・販売可能となっている。

一方、イスラム圏への牛肉輸出のためには、家畜衛生条件のみならず、一般的にハラール認証取得が条件となる。国・地域により基準は異なるが、周囲に豚関連施設がない等の条件を満たす食肉処理施設において、イスラムの法に基づいたと畜を行うといった条件をクリアする必要がある。ハラールに対応するための食肉処理施設整備の支援等を講じてきたところである。しかし、日本の牛肉処理施設の大半は豚の処理も行っていることから、ハラール認証取得が困難なのが実態である。平成26(2014)年11月には、ムスリム人口世界最大のインドネシア向け牛肉輸出が解禁され、同国の基準でハラール認定された1施設からの輸出が可能となった。今後もイスラム圏への輸出拡大が期待される。

前述のとおり、牛肉・鶏肉等由来のものを除き、加工食品・水産加工品の輸出については必ずしもハラール認証取得が条件ではないが、ハラール認証を取得することにより、輸出できる地域・市場の拡大が期待される。しかし、ハラール認証は各国・地域(各認証機関)によって基準・制度が異なっているため、ハラール食品として輸出・販売するためには、それぞれの国・地域(認証団体)ごとに認証を取得する必要がある。そのため、国・地域及び品目ごとに確認と対応が必要となることから、各国・地域のハラール認証制度の調査・情報提供等を通じて、ハラール認証の取得を目指す事業者等を支援している。

### ●ハラール認証のマーク(例)



【マレーシア・JAKIM】



【インドネシア・LPPOM-MUI】

<sup>5</sup> イスラムの法とは、ムスリムが従って生きることになっている神の命令とされているものであり、ムスリムの社会生活のすべての領域、出生・結婚・死亡など個人の人生の節目に関しても、イスラムの法が様々な規定を与えている。なお、「ハラール」の規定は、基本的には、法律(世俗法)ではなく、宗教上の規定であり、成文化されておらず、詳細な内容は国や地域によって異なる。



## (7) 有機同等性の承認の取得への対応

輸出先国・地域における消費者の嗜好等を踏まえ、有機栽培等に取り組む生産者が増えつつある。原則として、「有機」の名称を表示して海外で商品を販売するためには、当該国・地域の有機規格に適合することの審査を受け、認証を得ることが必要となる。これは有機食品の輸出に取り組もうとする事業者の負担となることから、農林水産省では、両国・地域の有機認証体制が同等である旨を認める「有機制度の同等性」に関する協議を諸外国・地域との間で進め、これまでにEU、米国、カナダ、スイスとの間で同等性を相互に認めた。これによって、これらの国・地域への輸出に際しては、日本で有機認証を取得すれば、商品に「organic」等と表示して輸出できることとなっている。

有機制度の同等性を活用することにより、緑茶、こんにゃく、梅加工品（梅干し等）、大豆加工品（みそ、醤油）、もち等の有機食品が我が国から輸出されている。今後も有機農産物等の輸出促進に向け、有機事業者の輸出ニーズを踏まえつつ、諸外国・地域からの有機同等性の承認の取得や、既に同等性を取得した国・地域への輸出条件の改善等を図っていくこととしている。

## (8) その他の取組み

その他の品目横断的な課題として、国内外の流通に関する課題がある。一つ目に、卸売市場について。卸売市場は、農水産物の集荷・販売における主要拠点として輸出に果たす役割が期待される一方で、代金決済リスクや海外の卸売市場・会社との提携、品質管理及び鮮度保持のための施設整備、輸出手続きの簡素化などの課題があり、これら課題の実情の把握と対応方向の洗い出しを行っている。二つ目は、物流の効率化等で、農林水産物・食品の輸出に係る物流における複数事業者間（生産者、製造業者、物流事業者等）の情報共有に有益なマッチングシステムの構築や物流効率化による海外販路拡大策について検討を行っている。

また、品目横断的に様々な課題が存在する国がある。例えば、インドネシアでは、加工品についてはML番号制度、青果物、食肉、加工品の一部については輸入ライセンス制度、青果物については輸入港制限や生産国認定制度等、品目毎に様々な課題がある。インドネシアは、今後更なる人口増加と経済発展が見込まれることから、このような課題は我が国の農林水産物・食品の輸出を拡大していく上で大きな阻害要因である。各課題については、優先順位を設定し、我が国からインドネシア政府に対して働き掛けを行っているところである。

このような様々な輸出環境課題の解決に向けた取組を進める一方で、「輸出戦略」における重点国の主要都市に海外連絡協議会を設置し、現地での我が国の食品関連事業者の事業展開を支援するとともに、日本産農林水産物・食品の輸出拡大の取組及び日本食文化の普及の取組を一体的に行っているところである。

## 4. 重点品目の輸出環境課題を巡る状況

輸出戦略においては、「日本食」を特徴付けるコンテンツである①加工食品、②水産物、③コメ・コメ加工品、④林産物、⑤花き、⑥青果物、⑦牛肉、⑧茶の8品目を重点品目として位置づけ、品目ごとに重点国・地域を定め、輸出環境の整備や商流の拡大を図っていくこととしている。

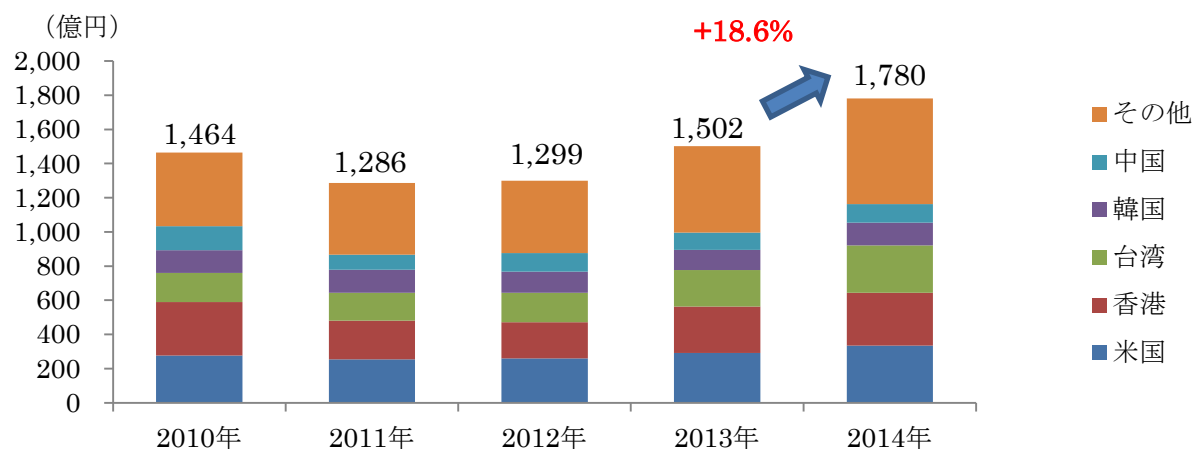
このうち、輸出環境の整備については、重点国・地域への輸出拡大を図る上で支障になっている又は今後支障になると想定される課題について、その課題の重要度や難易度を踏まえつつ、優先順位を付して解決に向けて取り組んでいくこととしている。

### (1) 加工食品

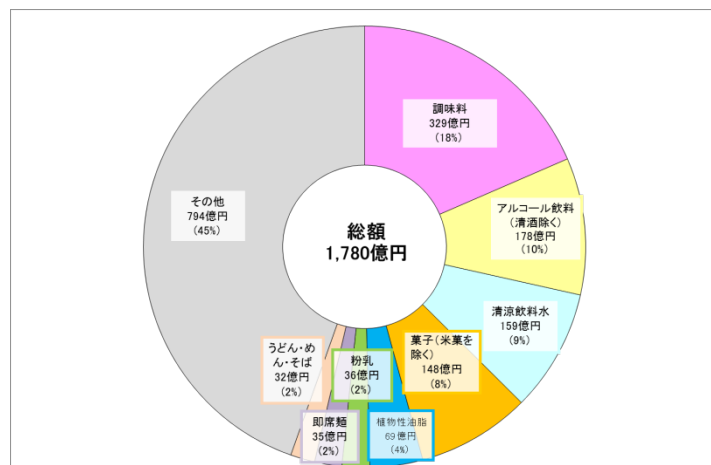
#### ①輸出実績

加工食品（調味料類、菓子類、清涼飲料水等）は1,780億円（2014年）と対前年比+18.6%増加し、農林水産物・食品の輸出額の全体の約3割を占めている。主要な輸出先は米国、香港、台湾等の日本食市場がある程度確立した国・地域となっており、輸出額を増やすためには、輸出できる加工食品の種類拡大と新規市場の開拓がカギとなっている。

●加工食品の輸出額の推移（国・地域別）



●加工食品の品目別輸出額（2014年）



## ②輸出戦略上の位置づけ

「加工食品」のカテゴリーには様々な種類の食品が含まれるため、主な品目ごとに目標と方向性を定めている。加工食品全体として、平成 32（2020）年までに 5,000 億円に拡大することを目標としており、これは、農林水産物・食品全体の目標額（1 兆円）の半分を占める額である。重点国・地域については品目ごとに異なるが、米国、台湾、韓国、香港等の安定市場に加え、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン等の東南アジア地域を新興市場と位置づけている。

品目	重点国・地域
調味料類	新興市場：EU、ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、中国、中東、ブラジル 安定市場：米国、台湾、韓国、香港、豪州
菓子類（米菓以外） 清涼飲料水	新興市場：インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、インド 安定市場：香港、台湾、米国、韓国
レトルト食品、植物性 油脂、めん類、健康食 品、牛乳・乳製品、ア ルコール飲料（日本酒 除く）、その他	新興市場 ＜レトルト食品等＞EU、ロシア、インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、中国、中東、ブラジル、インド ＜アルコール飲料＞EU、ロシア、ベトナム、タイ、フィリピン、中国、シンガポール

## ③重点国・地域における輸出環境課題

### ▶ 放射性物質に係る輸入規制【中国、香港、台湾】

加工食品の主要な輸出先である中国、香港、台湾においては、福島県等の一定地域からの輸入が停止されており、加工食品の輸出拡大上の大きな支障となっている。科学的データの提供等により、規制措置の緩和・撤廃に向けた働きかけを行っている。

### ▶ 既存添加物の使用許可【米国、EU】

既存添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）は、我が国のインスタント食品や菓子等多くの加工食品に着色料として使用されているが、欧米においては食品への使用が認められていない。そのため、食品製造業者は、輸出しようとする国・地域の基準に適合した添加物を使用することで対応しているが、既存添加物の使用が輸出先国・地域においても認められれば、日本に流通する既存添加物を使用した食品を輸出しやすくなると考えられる。

既存添加物を使用できるようにするためには、多種類の安全性試験データをもって事業者（添加物製造事業者等）が相手国・地域に申請し、承認を得る必要があるが、この試験データの取得は多額の費用と期間を要するものであり、承認に向けた難易度は高い。

平成 26（2014）年度より、添加物製造事業者や食品事業者への意向調査、申請に必要な試験データ等を含む相手国・地域の制度調査等を行い、輸出拡大見込みや承認に向けた難易度を踏まえ、優先的に対応する既存添加物を検討しているところであり、その結果に基づき、申請しようとする事業者等を支援していくこととしている。

▶ 畜肉エキス（豚・鶏）の使用許可【米国】

我が国のインスタント食品等には、豚・鶏等から製造された畜肉エキスが多く使用されている。このような食肉由来の原料を使用した加工食品を米国に輸出するためには、食肉生産上の衛生管理システムについて米国との同等性認定を受けた上で、米国農務省食品安全検査局（FSIS）に登録された施設（認定施設）で製造されたものである必要がある。我が国は、豚肉、鶏肉について同等性認定を受けておらず、また、認定施設もないことから、豚又は鳥由来の国産畜肉エキスを含む食品を米国に輸出することはできない状況となっている。なお、牛については、9つの認定施設（と畜場）で生産された生鮮牛肉は米国への輸出が可能となっているが、エキスの製造施設については認定を受けていないため、米国向け食品に使用できる国産牛エキスはない。

認定施設となるためには、畜肉エキスの製造施設や原料となる食肉の処理施設が、FSISの基準（HACCP等）を満たすことが必要となる。このため、平成26（2014）年度、米国への輸出に向けた課題の整理や、日本産畜肉エキス及びそれを使用した食品の輸出を希望する事業者の意向調査等を行った。

▶ 牛乳・乳製品の輸入停止の解除【中国】

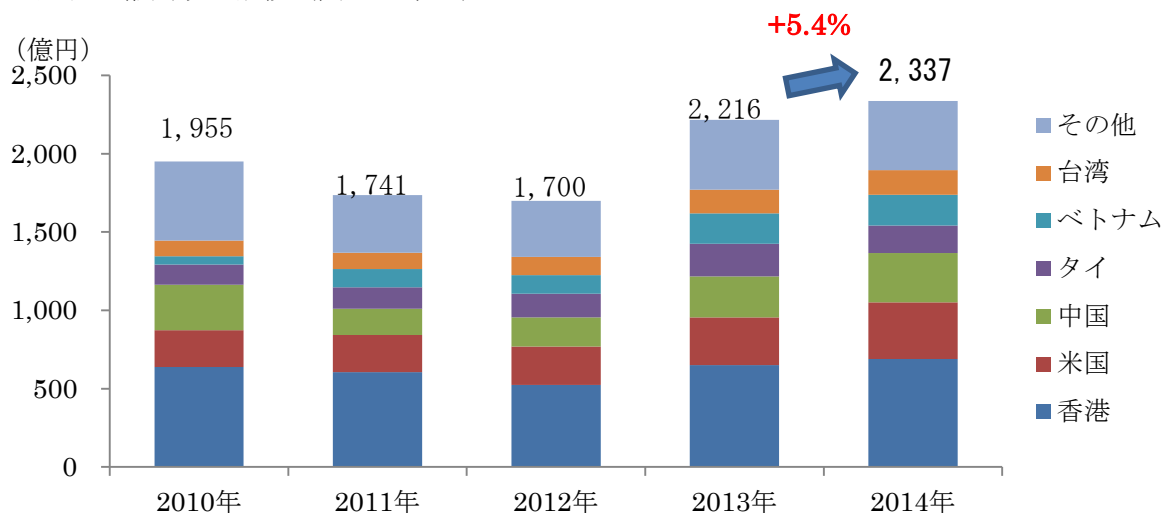
中国は、平成22（2010）年に我が国で口蹄疫が発生したことを契機として、日本からの牛乳・乳製品の輸入を停止している。中国における日本産牛乳・乳製品、特に粉ミルクの需要は大きく、ピーク時（2009年）の輸出額は約17億円となっていたことから、輸入停止が解除されれば、大幅な輸出拡大が期待できると考えられ、現在、輸出再開に向けて、動物衛生及び食品衛生に関する衛生証明書について協議を進めているところである。また、牛乳・乳製品を含め、中国は放射性物質に係る輸入規制（10都県からの輸入停止、10都県以外からの放射性物質検査証明書）を課していることから、輸出再開のため、衛生証明書に関する協議に加え、放射性物質に係る輸入規制の緩和・撤廃（放射性物質検査証明書の様式についての協議）を働きかけている。

## (2) 水産物

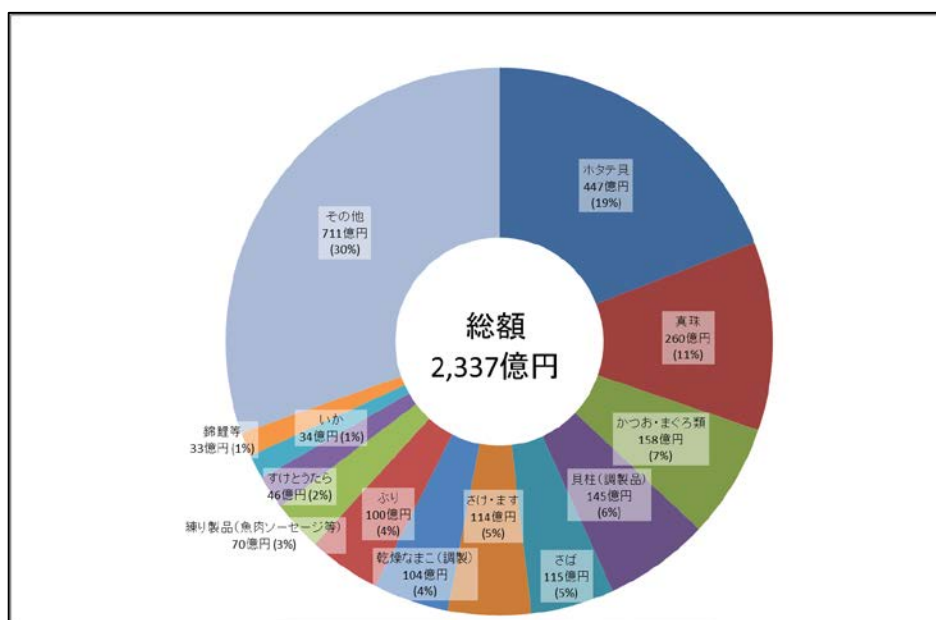
### ①輸出実績

水産物の輸出額は、平成 25 (2013) 年に対前年比+30.5%と大幅に増加したが、平成 26 (2014) 年は対前年比+5.4%の 2,337 億円となった。品目別ではホタテの輸出額が 447 億円と特に大きく、国・地域別では、香港、米国、中国、タイ、ベトナム、台湾の上位 6 カ国・地域で輸出額全体の 8 割を占めており、各国・地域とも増加している。

#### ●水産物の輸出額の推移 (国・地域別)



#### ●水産物の品目別輸出額 (2014年)



### ②輸出戦略上の位置づけ

平成 32 (2020) 年までに 3,500 億円に拡大することを目標としており、資源量に余裕がある魚種、国際競争力のある水産加工品、ホタテ等の国際商材を重点品目と位置づけ、東アジアや米国といった安定市場に加え、EU、ロシア、東南アジア、アフリカ、中東といった新興市場の開拓を図ることとしている。

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ▶ 放射性物質に係る輸入規制【韓国、中国、香港、台湾、ロシア等】

我が国の水産物に対しては、多くの国・地域において原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制が導入されており、これらの輸入規制の緩和・撤廃が最も優先度の高い課題である。特に、平成 25（2013）年 9 月に 8 県産の水産物を輸入停止とする等、輸入規制を強化した韓国について、規制の緩和・撤廃を重点的に働きかけていくこととしている。

#### ▶ HACCP の取得【EU、米国】

EU、米国への水産物の輸出のためには、水産加工施設について HACCP 認定を受けることが必要となっている。対米国・HACCP については、厚生労働省（地方自治体衛生部局）及び（一社）大日本水産会等が認定を行っており、日本国内の約 260 施設が認定を受けているが、米国への水産物の輸出拡大のため、対米国・HACCP 認定加工施設数を増加させることが重要である。

また、対 EU・HACCP については、認定を受けている日本国内の水産加工施設は 40 施設程度と、諸外国・地域に比べて極めて少ない状況にある。対 EU・HACCP 認定の加速化を図るため、これまでの厚生労働省（地方自治体衛生部局）に加え、水産庁でも 2014 年 10 月から認定業務を開始し、2015 年 3 月には第 1 号の認定が行われたところである。厚生労働省とあわせて今後 5 年間で新たに 100 施設を認定することを目標として、認定施設数の拡大に取り組んでいくこととしている。

#### ▶ かつお節の輸出【EU】

我が国の一般的な製法で製造されたかつお節は、EU の基準値を超える PAHs<sup>6</sup>（燻製等により生成される化学物質で、一部には発がん性がある）を含んでいること等から、現状では EU への輸出はできないが、我が国等の要請に基づき、かつお節に対する PAHs の特例措置（旧基準値の適用：PAHs 全体で 12→30、ベンゾ（a）ピレンで 2→5 µg/kg）が 3 月 10 日に採択されたところである。なお、実際にかつお節を EU に輸出するためには、PAHs 規制を満たした上で、かつお節製造施設について対 EU・HACCP の認定を受ける必要がある。

※ 現時点では、日本国内に対 EU・HACCP 認定を受けているかつお節製造施設はないが、海外に製造工場を建設し、PAHs に対応した製法で EU 向けかつお節を製造している企業がある。

---

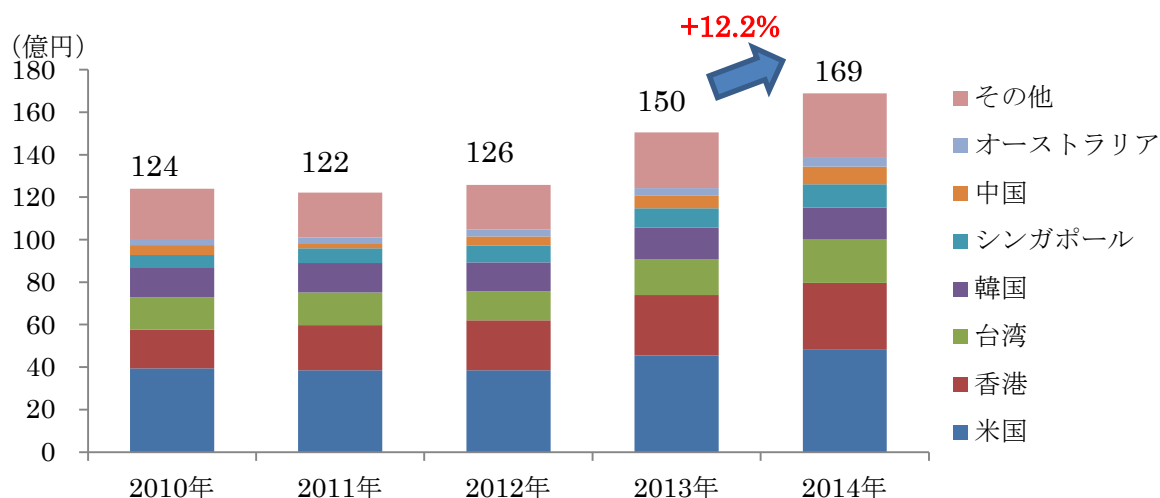
<sup>6</sup> Polycyclic Aromatic Hydrocarbons の略。炭素と水素原子から成る 2 つ以上の縮合芳香環を含む多くの種類の有機化合物。食品を焼くなどの調理の過程や乾燥・加熱などの製造過程で生成されるので、肉・魚介類の燻製、直火（食品と炎が接触）で調理した肉（網焼き等）、植物油、穀物製品などに多く含まれる。

### (3) コメ・コメ加工品

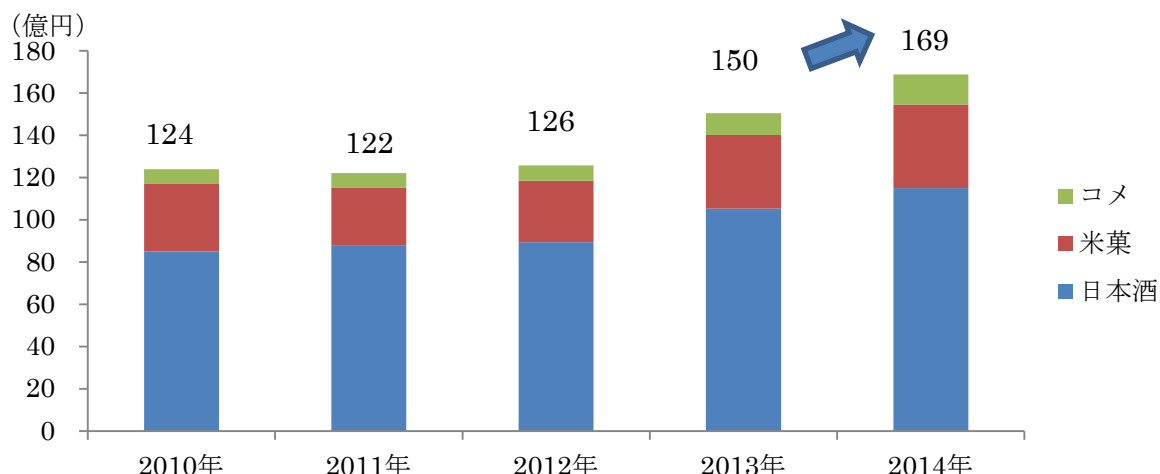
#### ①輸出実績

コメ及びコメ加工品（米菓、日本酒）の輸出額は、169 億円（2014 年）と対前年比 +12.2%増加している。このうち、コメについては、輸出額自体は 14 億円（2014 年）と少ないものの、対香港や対シンガポールを中心として、対前年比 +38.6%と大きく輸出額を伸ばしている。米菓（あられ、せんべい）については、東日本大震災の影響による落ち込みから回復し、震災前を超える金額（39 億円）まで増加している。日本酒については、米国や香港向けを中心として着実に増加し、115 億円となっている。

#### ●コメ・コメ加工品の輸出額の推移（国・地域別）



#### ●コメ・コメ加工品の輸出額の推移（品目別）



#### ②輸出戦略上の位置づけ

コメだけでなく、包装米飯や米菓、日本酒を含めたコメ加工品の輸出に力を入れ、コメ・コメ加工品全体で平成 32（2020）年までに 600 億円とすることを目標としている。

品目	重点国・地域
コメ（包装米飯含む）	新興市場：台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等 安定市場：香港、シンガポール
米菓	新興市場：中東、中国、EU 安定市場：台湾、香港、シンガポール、米国
日本酒	新興市場：EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国 安定市場：米国、香港

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ▶ 放射性物質に係る輸入規制【韓国、中国、台湾、EU】

我が国からの輸出額上位5カ国・地域に入る韓国、中国、台湾やEUにおいて、輸入停止や放射性物質検査証明書の要求といった放射性物質に係る輸入規制が措置されており、これらの規制の緩和・撤廃がコメ・コメ加工品の輸出拡大を図る上で最も優先順位の高い課題である。

#### ▶ 精米・燻蒸施設の認定取得【中国】

中国向けに輸出されるコメについては、指定精米工場における精米と登録燻蒸倉庫における燻蒸が必要となっている。現状、日本国内で指定されている精米工場は1か所、登録されている倉庫は2か所のみである。新たな施設が認定されるよう、中国側の検討に必要な施設の情報を提供しているところであり、今後、中国当局による検討が終了した場合には、現地視察等が行われる予定となっている。また、委託精米の受け入れ等により、指定されている精米工場等の効率的・効果的な活用を進めていくことも重要である。

#### ▶ 包装米飯の製造工程に関する承認【米国】

我が国に流通している包装米飯（パックご飯）については、冷蔵であれば米国への輸出が認められているが、常温での輸出は認められていない。酸味料を添加し、pHを4.6以下にした商品であれば常温でも輸出可能であるが、事業者によれば、日本で流通する包装米飯とは食味が異なってしまうとのことである。

常温での輸出を可能とするためには、製造施設を米国医薬食品局（FDA）に登録するとともに、製造工程においてボツリヌス菌が死滅する管理措置等が採られていることを証明し、製造工程についてFDAの承認を得る必要がある。

現在、酸味料によるpH調整を行わない包装米飯を常温で米国に輸出したいとの意向を有する事業者と協力しながら、FDAから承認を得られるよう取り組んでいるところである。

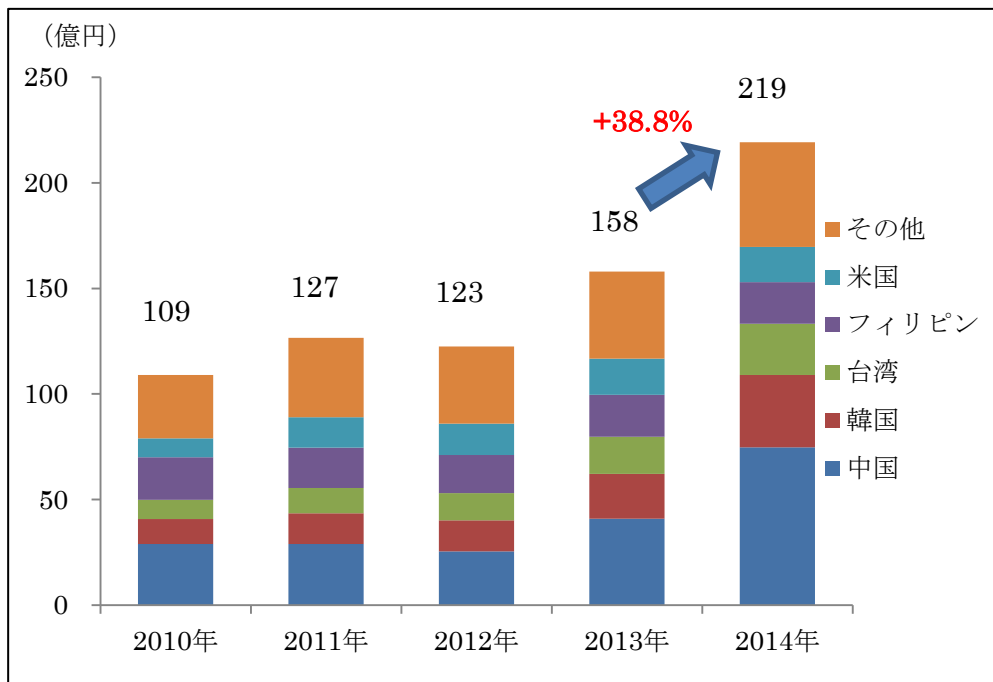


## (4) 林産物

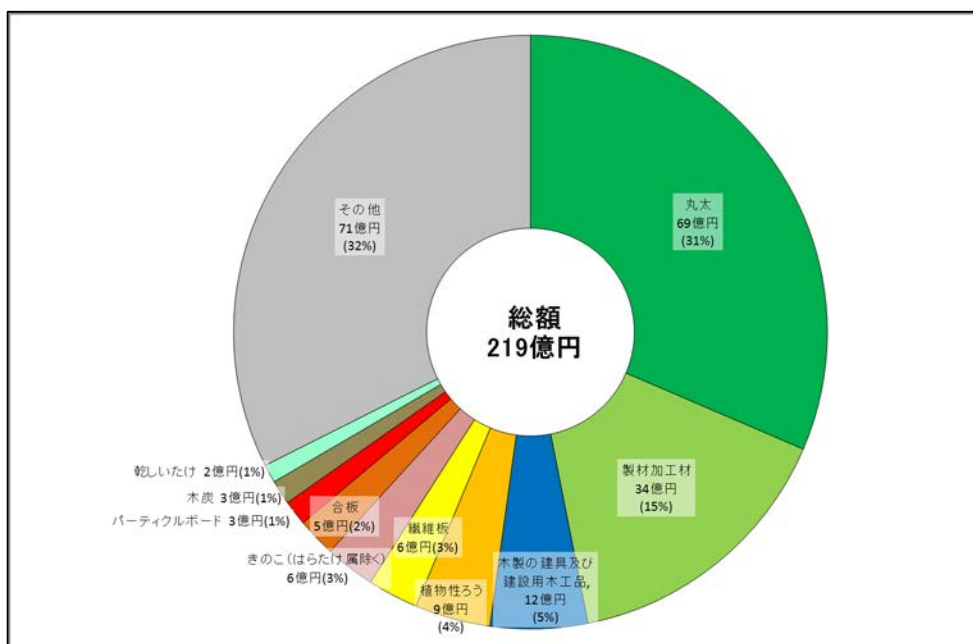
### ①輸出実績

林産物の輸出額は 219（きのこ類（はらたけ属除く）等を含む）億円（2014 年）と対前年比+38.8%増加している。丸太の輸出額が対前年比+119.6%の 69 億円と大きく伸びており、そのうち中国向けの輸出が 53.5%（37 億円）を占めている。

#### ●林産物の輸出額の推移（国・地域別）



#### ●林産物の品目別輸出額（2014 年）



### ②輸出戦略上の位置づけ

住宅建設が拡大傾向にある中国や、ヒノキ材への人気が高い韓国を重点国・地域とし、平成 32（2020）年までに 250 億円に拡大することを目標としている。

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ▶ 木構造設計規範への対応【中国】

中国の木構造設計規範（日本における建築基準法に該当するもの）では、中国国内の木造建築の構造や、構造材に使用可能な樹種・原産国等が規定されている。現行の規範では、日本産木材や日本で広く用いられている軸組工法についての規定が無く、日本からの輸出木材の用途が限られている。

日本側からの働きかけや情報提供の結果、平成 25（2013）年 10 月に了承された改正案では、日本産スギ・ヒノキ・カラマツや軸組工法に関する規定が盛り込まれており、改正案の告示・施行待ちの状況となっている。

#### ▶ 木材の燻蒸処理条件【中国】

日本から中国への木材（皮付き丸太）の輸出条件として、臭化メチル又はフッ化スルフルルによる常圧燻蒸処理の実施が求められている。輸出前に燻蒸処理をする必要があるが、民家等への影響を考慮する必要がある、燻蒸処理の場所及び一度に処理できる数が限られていること等もあり、燻蒸処理及びそれに付随して必要なコストが高くなる一因となっている。燻蒸処理施設の現状を把握し、取り得る対応を検討していくことが重要である。

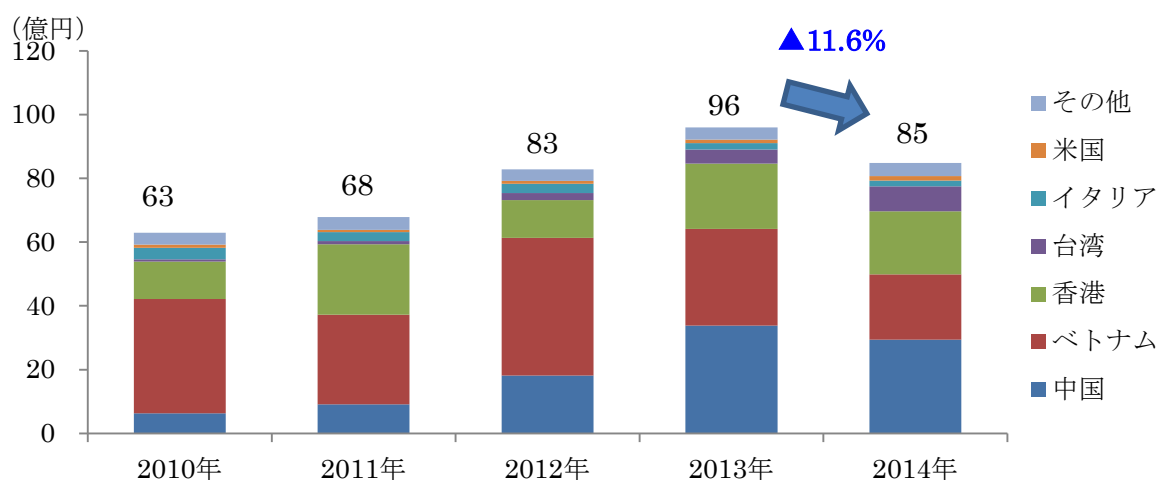
## （5）花き

### ①輸出実績

植木・盆栽、鉢物、切り花を合わせた花き全体の輸出額は 85 億円（2014 年）と対前年比▲11.6%減少している。全体の 9 割以上を占める植木等（植木類、盆栽類、鉢物類）の輸出額が対前年比▲13.7%の 81 億円となったことが全体輸出額の減少に影響している。輸出先は、中国、ベトナム、香港の上位 3 カ国・地域が全体の 83%を占めている。

また、切り花は 3 億円と輸出額自体は少ないが、対前年比+104.1%増加しており、米国、中国、香港の上位 3 カ国・地域の輸出が全体の 86%を占めている。

●花きの輸出額の推移（国・地域別）



### ②輸出戦略上の位置づけ

植木・盆栽、鉢物、切り花を合わせた花き全体として、平成 32（2020）年までに 150 億円に拡大することを目標としている。品目ごとの重点国・地域は以下のとおり。

品目	重点国・地域
植木・盆栽	新興市場：EU、ロシア、トルコ 安定市場：中国
鉢もの	新興市場：シンガポール、ロシア、トルコ 安定市場：中国、香港
切り花	新興市場：シンガポール、カナダ、EU、ロシア、トルコ 安定市場：米国、香港

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ➤ 植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化【中国、シンガポール】

植物の品種の保護に関する条約として植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）があるが、花きの重点国としている中国は、旧 UPOV 条約<sup>7</sup>の締結国であるため、一部の植物のみが保護対象となっている。同じく花きの重点国であるシンガポールについては、UPOV 条約を締結後 10 年が経過した平成 26 年 7 月に全植物が保護対象となったものの、審査や制度運用の経験が浅く、今後、実効ある植物品種保護制度の運用となるよう注視することが重要である。平成 20 年に ASEAN+日中韓からなる東アジア植物品種保護フォーラムを設置し、UPOV 条約に準拠した法律の整備及び円滑な運営のための協力活動を実施しており、引き続きこの活動を進めていくこととしている。

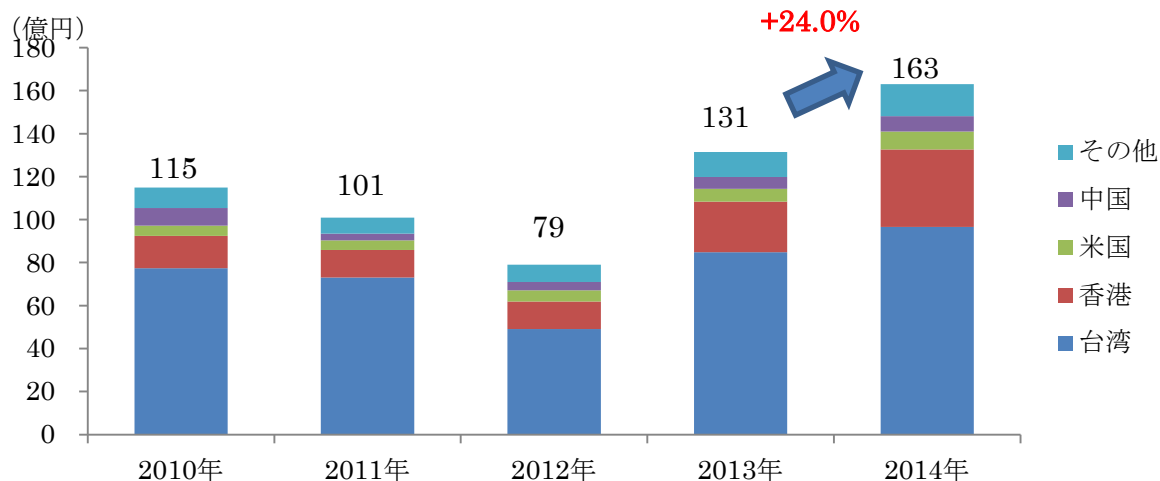
<sup>7</sup> UPOV には新・旧の条約が併存しており、旧条約は保護対象が限定的であるなど保護のレベルが異なる。

## (6) 青果物

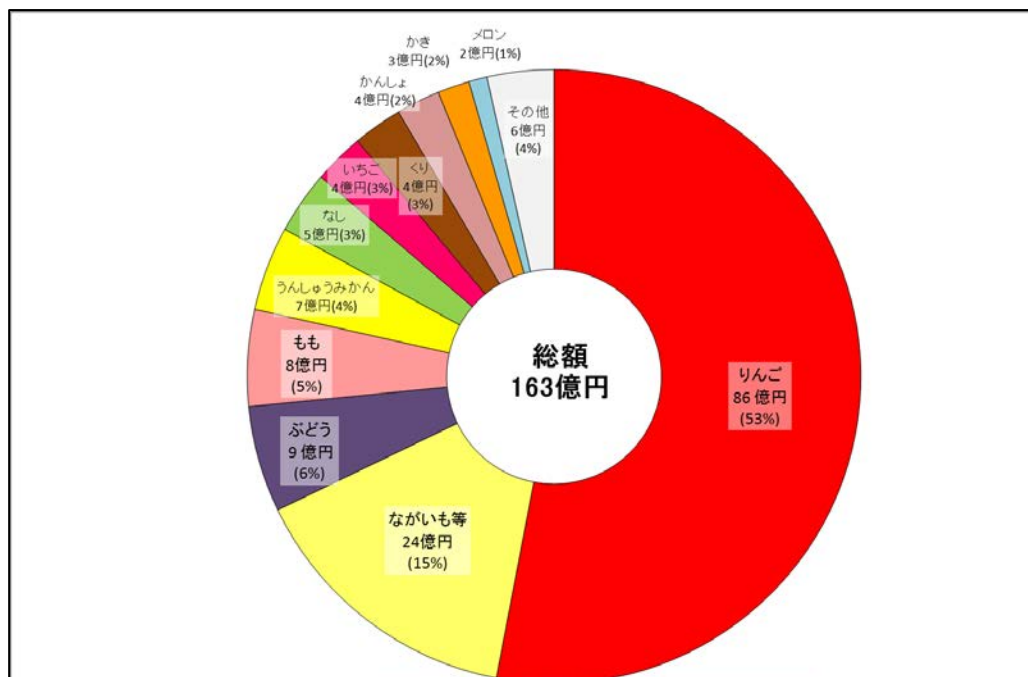
### ①輸出実績

青果物の輸出額は163億円(2014年)と対前年比+24.0%増加している。輸出先国・地域別では、台湾向けが97億円と突出しており、香港、米国を合わせた上位3カ国・地域で輸出全体の9割弱を占める構造となっている。また、品目別では、りんごが86億円と全体の約半分を占めており、りんご、ながいも、ぶどうを合わせた上位3品目で輸出全体の7割を占めている。

#### ●青果物の輸出額の推移(国・地域別)



#### ●青果物の品目別輸出額(2014年)



## ②輸出戦略上の位置づけ

青果物（果実・生鮮野菜）全体として、平成 32（2020）年までに 250 億円に拡大することを目標としている。現状、果実はりんご、生鮮野菜はながいもが輸出額の大部分を占める構造となっていることから、「第 2、第 3 のりんご、ながいも」を目指し、かんきつ類、いちご、なし、もも、かんしょ等を重点品目に位置づけている。重点国・地域は、安定市場として台湾、香港に加え、新興市場としてシンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、カナダ、米国、EU、ロシア、中東としている。

## ③重点国・地域における輸出環境課題

### ➤ 残留農薬基準への対応【台湾、香港】

青果物の輸出額上位 1、2 位を占める台湾、香港における残留農薬基準への対応が大きな課題である。台湾では、残留農薬のポジティブリスト制が導入されており、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則になっている。青果物では、生鮮いちごが全ロット検査、うんしゅうみかん及びマンダリン類がサンプリング頻度強化（20%）の対象となっており、台湾での検査の結果、残留農薬基準違反で廃棄等の処分を受ける事案が生じている。

また、香港については、平成 26（2014）年 8 月から残留農薬のポジティブリスト制が導入されたが、日本で使用されている多くの農薬の基準値が設定されておらず、台湾と同様、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則となっている。

輸出先国・地域の残留農薬基準に沿った国内での生産体系の構築を進めるためには、品目ごとに輸出先国・地域の基準に対応した総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の防除体系を各産地で確立していく必要がある。しかし、防除体系を設定していく中で、対象となる病害虫に対する代替農薬等が無く、使用せざるを得ない農薬については、必要性や難易度などを踏まえて優先順位を検討の上、相手国・地域に対してインポートトレランスを申請していく必要がある。

### ➤ 放射性物質に係る輸入規制【台湾、香港】

青果物の主要輸出先である台湾、香港においては、一部地域（5 県）からの青果物が輸入停止となっており、この規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを続けている。

### ➤ 植物検疫

青果物を輸出するためには、植物検疫上、相手国・地域においてその品目の輸入が認められていなければならない。輸入が認められていない品目を輸出可能とするためには、相手国・地域との間で検疫協議を行い、科学的知見に基づいた検疫条件を設定することが必要となる。

#### ・ 検疫条件の設定（りんご）【ベトナム】

ベトナムへの青果物輸出のためには、ベトナムが検疫対象病害虫を決定するための病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis）<sup>8</sup>を実施し、その上で対象となる病

<sup>8</sup> 病害虫について、ある地域が植物を輸入するにあたり、その植物に寄生・罹病する病害虫について、輸出国・地域で発生している種、それらが輸入国・地域へ侵入し、定着・まん延した場合の農林業等への経済的影響を検討し、リスクが疑われる場合には、そのリスクに応じた検疫措置について検討する一連の流れのこと。

害虫の検疫条件を両国間で協議・決定する必要がある。まずはりんごを輸出可能とするため、現在、りんごの検疫条件設定に関する協議を進めている。

・ 検疫上の生産地域の追加（かんきつ類）【タイ】

タイへのかんきつ類（うんしゅうみかん、いよかん、はっさく等）の主な輸出条件として、日本でミカンバエが発生していることから、生産地域の追加には、ミカンバエの発生が少なくとも3年間ないことを確認した上でのタイ側の認可が必要であり、さらに、生産地域の認可後は、①園地及び選果こん包施設の登録、②ミカンバエの発生調査の実施、③日タイ植物検疫当局の合同輸出検査の実施等が設定されている。タイのかんきつ類輸入規模や、日本産りんご等への需要を踏まえると、タイにおける日本産かんきつ類のマーケットは大きいと考えられるが、現状では、指定生産地域が静岡県及び三重県内の7カ所のみとなっており、輸出拡大のためには生産地域の追加が重要である。現在、三重県内の指定2地域の拡大及び新規3地域の追加を申請しており、タイ側へのデータ提供、タイ当局による視察等が行われたところである。なお、タイ側からは、日本で新たに発生した病害虫に対する検疫措置の追加を求められており、現在、タイ側と協議中である。

▶ 植物由来食品の生産国認定取得【インドネシア】

インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するためには、対象品目ごとに設定される化学物質等の残留基準を満たすことが必要である。基本的には、個々の輸出入貨物ごとの検査（全ロット検査）により確認されるが、インドネシア政府による輸入相手国の安全性確保措置の認定（生産国認定）を取得すれば、認定から2年間の全ロット検査は不要となる。また、生産国認定を受ければ、輸入港としての利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港を利用することが可能となる。我が国も平成25（2013）年5月に生産国認定を申請したところであり、現在インドネシア側での審査が行われている。

▶ 園芸作物の輸入ライセンスの取得【インドネシア】

インドネシアが指定する生鮮野菜・果実やその調製品等をインドネシアに輸入する場合、輸入業者は、インドネシア商業省から輸入許可証を取得する必要がある。輸入許可証の取得に当たっては、事前に、インドネシア農業省から輸入推薦状を取得する必要があるが、輸入推薦状の申請（年2回のみ）に当たり、農場の登録情報またはGAP<sup>9</sup>を実践したことについての認証書等の提出が必要となる。この農場の登録情報またはGAPを実践したことについての認証書等の確認が厳格になり、また、申請がオンライン（インドネシア語）のみとなったことから、推薦状及び輸入許可証の取得が難しくなっているとの声がある。

平成25（2013）年4月、米国は、本制度が不当であるとして、世界貿易機関（WTO）に提訴した。我が国はこの提訴に第三国として参加<sup>10</sup>しており、今後も関係国・地域と連携しつつ対応していくことが必要である。

<sup>9</sup> Good Agricultural Practice の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

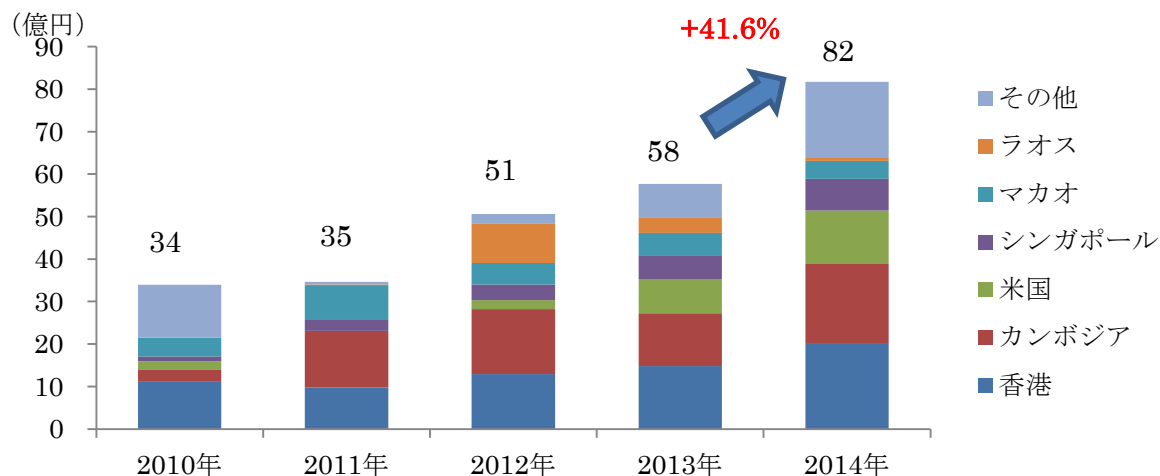
<sup>10</sup> WTO 協定に基づく紛争解決手続きにおいて、WTO 加盟国・地域が紛争解決を要請した案件に関して、当事国以外の加盟国・地域が、当該案件に関心を有する場合に、第三国・地域として参加を要請することができる仕組み。

## (7) 牛肉

### ①輸出実績

牛肉の輸出額は、複数の国・地域において日本産牛肉の輸出が解禁されたこともあり、82 億円（2014 年）と対前年比+41.6%と大きく増加している。国・地域別では、米国や香港、シンガポール向けの輸出が好調で、それぞれ対前年比+55.6%、+36.5%、+36.7%と大きく増加している。

#### ●牛肉の輸出額の推移（国・地域別）



### ②輸出戦略上の位置づけ

市場規模が大きい EU や米国でのプロモーション等に引き続き取り組むとともに、中国、台湾、イスラム圏（マレーシア、サウジアラビア他）、豪州等を新規に開拓することで、平成 32（2020）年までに 250 億円に拡大することを目標としている。

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ▶ 放射性物質に係る輸入規制【中国、香港、台湾】

中国及び台湾は一部地域からの輸入を停止し（中国は 10 都県、台湾は 5 県）、香港は一部地域（5 県）からの輸入について放射性物質検査証明書を要求しており、これらの緩和・撤廃に向けた働きかけを続けている。

#### ▶ 日本産牛肉の輸入禁止（検疫協議）【台湾、中国、豪州】

日本産牛肉については、BSE（牛海綿状脳症）及び口蹄疫を理由に輸入を禁止している国・地域があるが、それらの国・地域と検疫協議を進め、着実に輸入解禁を達成している。直近では平成 26（2014）年 11 月にインドネシア、同年 12 月にロシアへの輸出が解禁となった。現在も、日本産牛肉の輸入が禁止されている台湾、中国、豪州、イスラム圏（マレーシア、サウジアラビア）等と、日本産牛肉の輸出解禁に向けて検疫協議を進めている。

#### ▶ 月齢制限の撤廃【タイ、マカオ等】

日本産牛肉の輸入が認められている国・地域においても、BSE を理由に一定の月齢を超える牛由来の牛肉の輸入は認めない月齢制限が設けられている国・地域がある。日本の和牛生産においては、30 ヶ月齢を超えるまでの期間、肥育する場合も多く、香港、マカオ及びタイと月齢制限撤廃に向けて検疫協議を継続してきた。平成 27（2015）年

1月、香港との検疫協議が終了し、香港に対して30ヶ月齢以上を含めた全ての牛肉の輸出が可能となった。引き続き、タイ、マカオにおける月齢制限撤廃に向け、検疫協議を重点的に進めている。

●2014年以降の輸出解禁及び検疫条件緩和の実績

輸出解禁・開始	検疫条件緩和
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコ (2014年2月)</li> <li>・ニュージーランド (2014年2月)</li> <li>・フィリピン (2014年3月)</li> <li>・ベトナム (2014年3月)</li> <li>・EU (2014年6月)</li> <li>・カタール (2014年7月)</li> <li>・インドネシア (2014年11月)</li> <li>・ロシア (2014年12月)</li> <li>・バーレーン (2015年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポール (2014年3月)</li> <li>・香港 (2015年1月)</li> </ul>

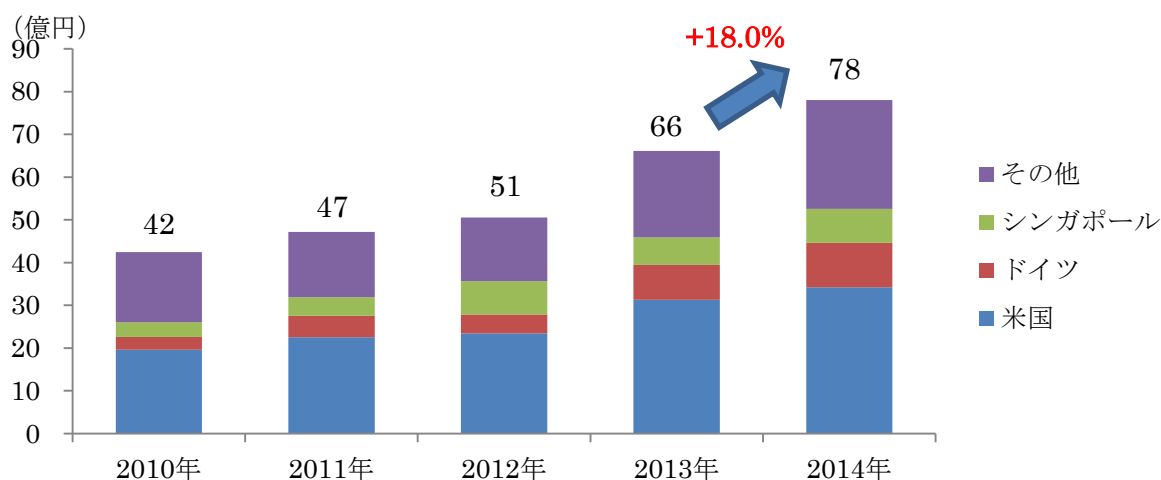


## (8) 茶

### ①輸出実績

茶の輸出額は78億円(2014年)と対前年比+18.0%増加している。国・地域別では、米国向けが全体の約44%(34億円)を占めており、対前年比+9.2%と順調に増加している。

#### ●茶の輸出額の推移(国・地域別)



### ②輸出戦略上の位置づけ

世界的な健康志向の高まりによる各国・地域での緑茶需要の増加を踏まえ、平成32(2020)年までに150億円に増加させることを目標としている。米国、香港、台湾、シンガポールを安定市場、EU、ロシアを新興市場としている。

### ③重点国・地域における輸出環境課題

#### ▶放射性物質に係る輸入規制【台湾】

日本からの茶の輸出先第4位の台湾においては、我が国の一部地域(5県)からの輸入停止措置が講じられており、この規制の緩和・撤廃に向け、引き続き働きかけを行っていることとしている。

#### ▶残留農薬基準への対応【台湾、香港、EU、米国】

台湾、香港、EU、米国等の茶の主要な輸出先国・地域では、残留農薬のポジティブリスト制が導入されている。

台湾では、基準値が定められていない農薬については、一切検出されてはならない規則になっており、台湾で基準値が設定されていない農薬が検出される事案が、台湾での検査の結果で多発しており、緑茶及び茶類調製品については、サンプル頻度強化(20%)措置がとられている。

また、香港では、平成26(2014)年8月から残留農薬のポジティブリスト制が導入されたが、日本で使用されている多くの農薬の基準値が設定されておらず、台湾と同様、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則となっている。なお、現在のところ日本茶における残留農薬基準違反があったとの報告は公表されていない。

日本からの茶の輸出額の大きい米国及びEUにおいても、日本で使用されている農薬の多くで基準値が日本より大幅に低く設定されており、それぞれに定められている残留農薬基準値を超過しないことが必要となっている。

輸出先国・地域の残留農薬基準に沿った国内での生産体系の構築を進めるためには、各産地で輸出先国・地域の基準に対応した総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の防除体系を確立していく必要がある。しかし、防除体系を設定していく中で、対象となる病害虫に対する代替農薬等が無く、使用せざるを得ない農薬については、必要性や難易度など踏まえて優先順位を検討の上、相手国・地域に対してインポートトレランスを申請していく必要がある。

## 5. 参考

### (1) 輸出戦略実行委員会について

輸出戦略実行委員会の構成 . . . . . 33

輸出戦略実行委員会委員 . . . . . 34

### (2) 品目別輸出団体の発足状況 . . . . . 35

### (3) 品目別輸出拡大方針

平成27年度 水産物の輸出拡大方針 . . . . . 36

平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針 . . . . . 37

平成27年度 林産物の輸出拡大方針 . . . . . 38

平成27年度 花きの輸出拡大方針 . . . . . 39

平成27年度 青果物の輸出拡大方針 . . . . . 41

平成27年度 牛肉の輸出拡大方針 . . . . . 45

平成27年度 茶の輸出拡大方針 . . . . . 46

### (4) 主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要 . . . . . 48

### (5) 当面取り組むべき輸出環境課題について . . . . . 49



## 5. 参考

### (1) 輸出戦略実行委員会について

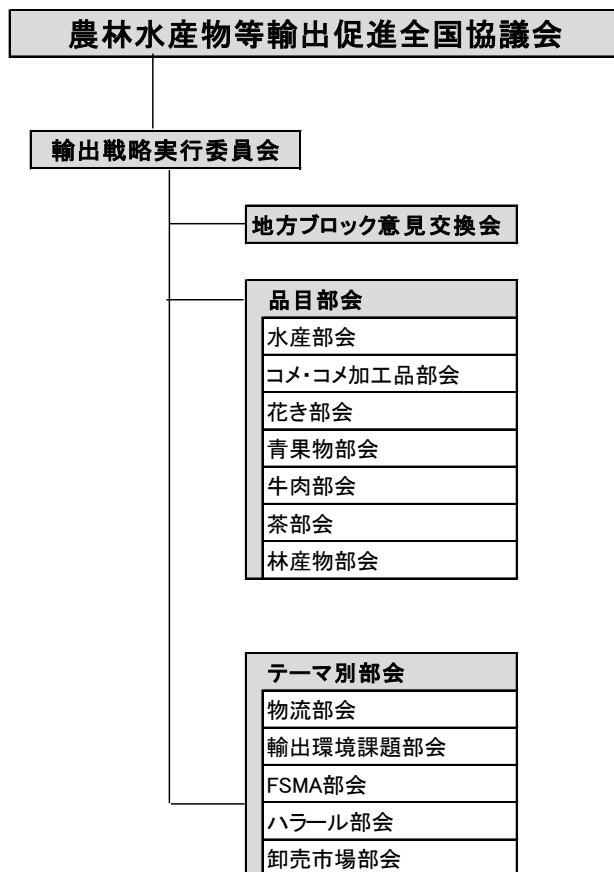
農林水産省は、平成 32 (2020) 年に農林水産物・食品の輸出額を一兆円規模にするという目標の達成に向け、重点品目ごとに目標額や重点国・地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別戦略（以下、「輸出戦略」という。）」を 2013 年 8 月に策定・公表した。目標達成に向け、輸出戦略に基づいた取組を着実に実行し、PDCA サイクルに基づきながらオールジャパンでの輸出拡大に取り組むことが求められている。

こうした考えの下、輸出戦略に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制等についての議論を行うため、平成 26 (2014) 年 6 月、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に、各重点品目の団体等で構成する輸出戦略実行委員会を設置した。

平成 26 (2014) 年度は、輸出戦略実行委員会の下に、重点品目について議論を行う 7 つの品目部会とテーマ別の議論を行う 5 つのテーマ別部会を設置し、全国 9 カ所で地方ブロック意見交換会を開催した。これらの会合で輸出戦略に基づく取組の実施状況を検証した結果、平成 27 (2015) 年度の輸出拡大方針を決定した。

平成 27 (2015) 年度以降も、オールジャパンでの農林水産物・食品の輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会において輸出拡大方針の実行状況の検証等を議論し、輸出拡大に取り組んでいくこととしている。

(輸出戦略実行委員会の構成)



●平成 27 年度輸出戦略実行委員会委員（案）

農林水産省食料産業局長  
農林水産省消費・安全局長  
農林水産省生産局長  
林野庁長官  
水産庁長官  
内閣官房知的財産戦略推進事務局長  
外務省経済局長  
国税庁長官官房審議官  
厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
経済産業省通商政策局長  
国土交通省大臣官房物流審議官  
観光庁次長  
一般社団法人日本木材輸出振興協会会長  
独立行政法人日本貿易振興機構理事長  
全国農業協同組合中央会常務理事  
日本畜産物輸出促進協議会理事長  
全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会会長  
日本茶輸出促進協議会会長  
日本酒造組合中央会会長  
一般社団法人日本貿易会会長  
一般財団法人食品産業センター会長  
水産物・水産加工品輸出拡大協議会  
全国農業協同組合連合会代表理事専務  
全国知事会農林商工常任委員長  
全国花き輸出拡大協議会会長

## (2) 品目別輸出団体の発足状況（発足順）

### ① コメ・コメ加工品

- ・名称：全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/1128.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/1128.pdf)

- ・発足日：平成26年11月27日

### ② 牛肉

- ・名称：日本畜産物輸出促進協議会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/tikusa.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/tikusa.pdf)

- ・発足日：平成26年12月8日

### ③ 茶

- ・名称：日本茶輸出促進協議会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/tea.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/tea.pdf)

- ・発足日：平成26年12月22日

### ④ 林産物

- ・名称：一般社団法人 日本木材輸出振興協会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/0129\\_rinsan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/0129_rinsan.pdf)

- ・発足日：平成27年1月29日

### ⑤ 花き

- ・名称：全国花き輸出拡大協議会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/kaki.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/kaki.pdf)

- ・発足日：平成27年2月17日

### ⑥ 水産物

- ・名称：水産物・水産加工品輸出拡大協議会

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/suisan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/suisan.pdf)

- ・発足日：平成27年2月23日



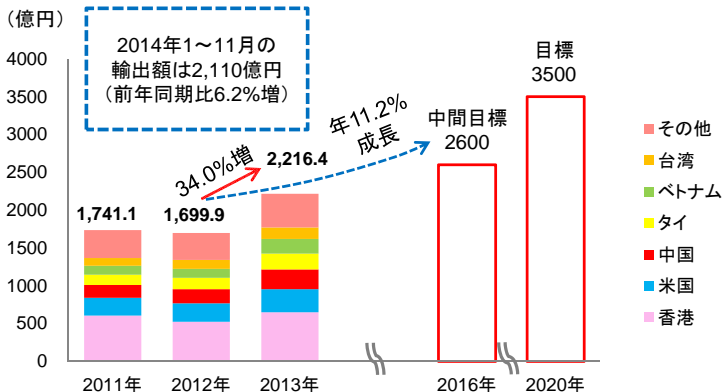


### (3) 品目毎の輸出拡大方針

## 平成27年度 水産物の輸出拡大方針

水産物のオールジャパンでの輸出拡大のため、水産物の輸出団体を設立する。この輸出団体が、農林水産省やJETROからのサポート等を活用しつつ、ジャパン・ブランドの確立や、産地間連携による周年供給体制の実現に取り組む。

#### 輸出の現状



重点国・地域

#### 【新興市場】

EU、ロシア、東南アジア、アフリカ、中東

#### 【安定市場】

東アジア、米国

#### 輸出戦略上の対応方向※

輸出相手国への働きかけ（原発事故に伴う輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的根拠に立った対応を要請する等）

#### 【原発事故にかかる対応】

- 引き続き、韓国等の重点国を中心に輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを実施。

#### 【その他規制への対応】

- 引き続き、輸出相手国における各種規制への対応を継続。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

#### 輸出拡大方針

## 平成27年度 水産物の輸出拡大方針

#### 輸出戦略上の対応方向

品質管理体制の確立（対米・対EU・HACCP取得の促進等）

迅速な衛生証明書発給体制の構築

品質保持（冷凍・解凍・一次加工）技術の向上

養殖生産物をはじめとする日本の魚のブランディング

生鮮・加工品の組合せ販売・産地間連携の促進による安定供給

・現地ネットワークやノウハウの蓄積を活かした継続的なサポート  
・重点国・地域への進出に必要な情報の提供や売込手法の提案（JETROとの連携強化）

生産者・流通・小売業者等が連携した水産物輸出のビジネスモデルの構築

#### 輸出拡大方針

#### 【EU・HACCP認定取得施設数の拡大】

- 厚生労働省（都道府県等）での認定に加え、水産庁も認定主体となり、水産加工施設の対EU・HACCP認定を行う（平成26年度10月より業務開始）ことや、HACCP講習会の開催等により、対EU・HACCP認定取得水産加工施設数の拡大を図る。

#### 【証明書発行の迅速化】

- 重要国向け衛生証明書の発行機関の拡充などに関係省庁と連携して取り組む。原産地証明書についても、発給体制の整備に努めるなど、可能な限り迅速な証明書発行に取り組む。

#### 【品質保持技術の向上】

- 引き続き、生産・流通段階における品質保持技術向上の取組を継続。

#### 【輸出体制の整備等】

- 水産物の輸出団体を設立し、当該団体の下で、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産魚の認知度向上・ブランディング、有望国のマーケティング等の取組を継続。

#### 【JETROとの連携強化】

- 大日本水産会とJETROの連携による事業者支援の仕組みを継続し、輸出に取り組む事業者へのきめ細やかなサポートを実施。

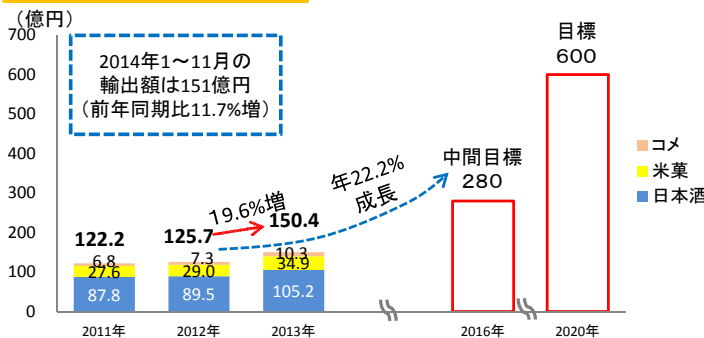
#### 【ベストプラクティスの構築に向けた活動】

- 品質管理体制の確立、輸出団体による産地間連携の取組、JETROを通じたサポート等を継続的に実施。

## 平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

コメ・コメ加工品のオールジャパンでの輸出拡大のため、既存の全国団体の目的を明確化し、機能を拡充・強化することで、オールジャパンでのコメ・コメ加工品の輸出協議会と位置づけ、幅広いコメの生産、集荷販売業者・団体が参画する。この輸出団体が中心となって農林水産省やJETROによるサポートを活用しつつ、オールジャパンのブランド育成、海外市場分析データベースの構築・提供、会員ニーズに基づく共同の取組の推進・後押し等に取り組む。

### 輸出の現状



重点国・地域

○コメ(包装米飯含む)

【新興市場】 台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等

【安定市場】 香港、シンガポール

○米菓

【新興市場】 中東、中国、EU

【安定市場】 台湾、香港、シンガポール、米国

○日本酒

【新興市場】 EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国

【安定市場】 米国、香港

### 輸出戦略上の対応方向※

#### 【コメ】

(包装米飯含む)現地で精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など日本米のプレゼンスを高める取組を推進

#### 【輸出拡大に向けた調査・効果的なマーケティングの検討】

- ・ 輸出相手国のコメの生産状況や消費形態にかかる調査を踏まえ、対象とする市場における商流や、提供形態・価格帯等についてより詳細な調査、効果的なマーケティングを検討。
- ・ 健康食品としての玄米や雑穀米、アレルギー対応食品としての需要調査を実施。
- ・ 調理が容易な包装米飯について、海外市場開拓に係る需要調査及び各国の食品安全法や食品衛生法等のレギュレーションの調査の実施。
- ・ 日本食の人気が高く富裕層が多い新興市場での販売促進活動の強化。

### 輸出拡大方針

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

## 平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

### 輸出戦略上の対応方向

#### 【コメ】

(包装米飯含む)現地で精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など日本米のプレゼンスを高める取組を推進 (再掲)

#### 【米菓】

相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化

### 輸出拡大方針

#### 【日本産米・米加工品のPR】

- ・ 外食市場: 寿司・弁当・おにぎりといったコメを使った代表的な日本食のPRを業務用需要向けに実施。併せて自動炊飯器や寿司ロボットなどのツールをPR。
- ・ 家庭向: 電子レンジで手軽に日本産米を調理できる食べ方を含めた包装米飯のPR。
- ・ オピニオンリーダー、プロの料理人等を通じコメに関する普及・啓蒙活動を実施。
- ・ 日本文化の輸出(アニメやインフルエンサー)との連動による若者を中心としたご飯食の普及の可能性を検討。

#### 【輸出体制の整備等】

- ・ 品目別輸出団体が調整役となり、現地市場のニーズに応じた安定価格、安定供給を実現するため、オールジャパンの輸出促進の取組を実施。
  - ①産地間連携による輸出用米の確保
  - ②共同輸送や同一フェアへの参加による流通コスト等の削減
  - ③共通ロゴの作成 等
- ・ 輸出事業者からの相談対応・展示会後のフォローアップ等、JETROにおけるワンストップサービスの充実・強化。

#### 【優良事例の共有等】

- ・ コメ輸出の成功事例(失敗事例)を紹介するとともに、新規参入者の拡大に係る支援策の検討。

#### 【輸出拡大に向けた調査の実施】

- ・ 米菓の消費・流通実態や輸出の潜在可能性に係るマーケティング調査の実施。
- ・ 戦略国を対象とした、米菓に使用されている原料のネガティブリストの調査の実施。

#### 【現地ニーズにあった商品開発】

- ・ 輸出商社との連携により、現地ニーズにあった新商品の開発。

#### 【JETROの積極的活用】

- ・ 業界団体とJETROとの連携等による輸出セミナー、商談会等の実施による積極的活用。

# 平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

## 輸出戦略上の対応方向

### 【日本酒】

発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。

日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。

## 輸出拡大方針

### 【輸出促進に係る市場調査】

- 輸出相手国のアルコール種別消費状況・嗜好、アルコールカテゴリーごとの課税、規制等を把握しつつ、商流や提供形態、価格帯等について、より詳細な調査を実施。

### 【研究・開発】

- 日本酒の心身に与える有益性、流通過程における品質保持について科学的な実証を研究機関と協力して実施。

### 【日本酒の効果的なPR】

- 日本酒というカテゴリーを海外市場でより明確に認知してもらうため、各種のイベント等に合わせて効果的にPRを実施。
- 日本酒の輸出促進に資する情報については、今後も、事業者の参考となるよう情報公開に努力。
- 海外の有名シェフ、ソムリエ、バイヤー、料理研究家等、海外において日本酒をPRするキーパーソンに対して、日本に招聘し、日本酒関連のセミナーを受けてもらうなどの取組を積極的に実施。
- 輸出相手国における日本酒への理解を深めるため、貿易、物流などの関係者向けにテキストを作成。このことにより、現地で日本酒が何か分からないことにより生じる、日本の輸出事業者の手続きや書類面での負担の軽減を図る。
- 外国人に認知されやすいようなマークやラベル表示、キャップ、価格帯等の検討を実施。
- イベント等において、現地の嗜好に合わせた日本酒の飲み方の提案（日本食以外の食事（フランス料理等）とのマッチング、日本酒カクテル等）。
- 他の日本食と合わせての販売促進。
- PR方法や表現、英語表記等について、専門家からアドバイスを受けられる体制を整備。

### 【輸出体制の整備等】

- 品目別輸出団体が推進役となり、現地市場のニーズに応じたオールジャパンでの輸出促進のための各種取組を実施。
- 輸出事業者からの相談対応・展示会後のフォローアップ等、ジェトロにおけるワンストップサービスの充実・強化。

### 【酒米の増産】

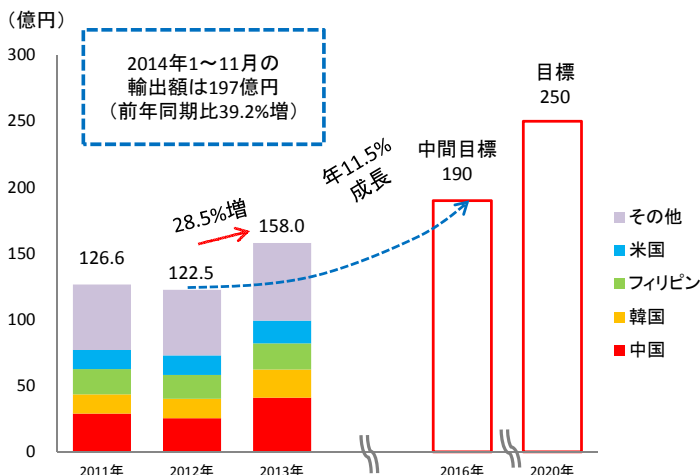
引き続き、産地と需要者の結び付きを強め、酒造用原料米の需要に応じた安定的な取引を推進。

# 平成27年度 林産物の輸出拡大方針

林産物<sup>\*</sup>のオールジャパンでの輸出拡大に向けて、林産物輸出の全国団体が、農林水産省、林野庁及びジェトロからの各種支援等を活用し、林産物の海外における新たな需要を開拓するための調査を実施するとともに、産地間連携体制の構築を推進するほか、海外におけるジャパン・ブランドの確立を目的として、付加価値をつけた日本産木材製品や木造軸組住宅のPR等の実施、中国の木構造設計規範への対応などの輸出環境整備に取り組む。

※ ここで言う林産物は、丸太及び木材製品を指す。

## 輸出の現状



重点国・地域

中国、韓国

# 平成27年度 林産物の輸出拡大方針

## 輸出戦略上の対応方向※

## 輸出拡大方針

中国「木構造設計規範」の改定及びこれを踏まえた普及等の取組

【中国「木構造設計規範」への対応】

- 引き続き中国「木構造設計規範」の改定や手引き作成の取組を進める。また、これと並行して、中国における木材の用途やニーズ・嗜好等を踏まえつつ、付加価値をつけた日本産木材製品の輸出を拡大するため、木材利用技術の普及、日本の技術を活かした製品開発、木造軸組住宅のPR活動等を行う。

韓国におけるヒノキを中心とした内装材市場の更なる拡大

【韓国市場の更なる拡大】

- 韓国におけるヒノキを中心とした内装材市場の更なる拡大に向けて、広域連携やオールジャパンの取組の加速化に向けた議論を行う。
- ジェトロは、韓国のキョンヒヤンハウジングフェアにジャパンパビリオンを出展し、商談を支援する。この際、付加価値をつけた木材製品の輸出を拡大するため、これらの製品を扱う輸入業者やハウスメーカー等の発掘に努める。

協力ネットワークの構築、情報収集、情報発信(全国団体を通じたオールジャパンでの取組、ブランド創り)

【オールジャパンのネットワークの構築、情報収集・発信】

- オールジャパンの協力ネットワークの構築や、ジャパン・ブランドの創出、情報収集・発信に向けた議論を行う。
- 丸太だけでなく、付加価値をつけた木製品の輸出を拡大するため、これらの製品を扱う輸入業者やハウスメーカー等の発掘に努める。また、事業者等が輸出先国から求められる樹種、規格、数量、時期等のニーズに対応できるようにすることを目的として、木材輸出に関する制度や海外市場についての理解促進を狙ったセミナー等を開催する。

森林組合や産地間連携による共同輸出、安定供給体制の構築

【産地間連携体制の構築】

- 産地間連携による共同輸出、安定供給体制を構築するため、中国・韓国における木材の用途やニーズ・嗜好等を踏まえて輸出拡大のターゲットを設定し、広域連携やオールジャパンの取組を加速化するための議論を行う。
- コスト面でのネックとなっている中国向け丸太及び未乾燥剤の燻蒸について、中国での輸入木材燻蒸の状況を把握する。

モデルハウスの設置等による通年でのPRによる日本産木材、住宅の認知度向上

【日本産木材のPR】

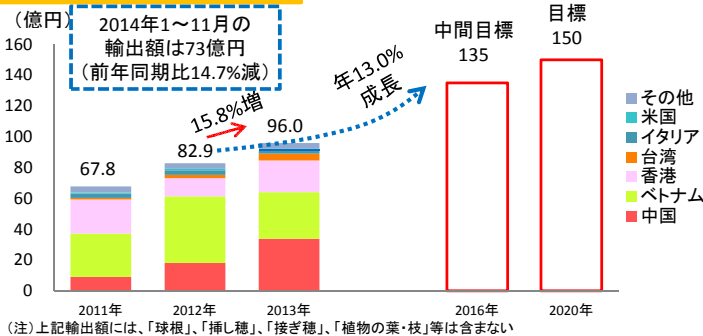
- 日本産木材や木造軸組住宅の認知度向上に向けて、モデルハウスの設置等による通年でのPRを実施する。この際、対中国の木材輸出拡大の先進的な取組を参考にして、輸出のターゲットを明確にして(戸建て・マンション内装、富裕層・中間層など)、戦略的に取組を進めて行く。また、住宅、家具、インテリアなどの事業者と日中共同で検討会を設置し、付加価値ある日本産木材製品の開発・普及を図る。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

# 平成27年度 花きの輸出拡大方針

花きのオールジャパンでの輸出拡大のため、花きの輸出団体を定め、この輸出団体は、農林水産省やジェトロからのサポート等を活用しつつ、花きのジャパン・ブランドの確立に向けた取組方針の策定、日本産花きのPR、海外マーケット調査、輸出環境課題の調査・分析、産地間連携の推進に取り組む。

## 輸出の現状



重点国・地域

### ○植木・盆栽

【新興市場】 EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国

### ○鉢もの

【新興市場】 シンガポール、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国、香港

### ○切り花

【新興市場】 シンガポール、カナダ、EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 米国、香港

## 輸出戦略上の対応方向※

## 輸出拡大方針

【植木・盆栽】  
海外からのバイヤー招へいや見本市等を通じ、新たな輸出品目を開拓

【植木・盆栽】

- 輸出事業者は、ジェトロ等を通じた海外バイヤーの招へい、見本市への出展、国内商談会への参加等を通じ、イヌマキ以外の植木・盆栽等も含め新たな輸出品目のプロモーションを行う。
- 全国花き輸出拡大協議会、輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)において、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。
- ジェトロは、見本市へのジャパンパビリオン出展や海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催、輸出に必要な手続きの情報提供等を行う。
- 全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。
- 全国花き輸出拡大協議会は、植木の線虫対策として栽培段階から計画的に予防する手法について、情報の収集・共有、新たな技術開発や実証研究に向けた働きかけ、セミナー等を通じた輸出事業者への啓発を図る。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」



## 平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
<p>【鉢もの・切り花】 産地間連携による年間を通じた安定的な供給体制の整備</p>	<p>【鉢もの・切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出事業者は、産地間連携、ジャパン・ブランド育成に向け互いに連携できる点を引き続き模索する。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、花の品目ごとに産地・生産者が主体となって連携を図り、品目ごとの輸出促進プランを策定できるよう、産地・生産者に対する意識啓発活動を行う。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。(再掲)</li> </ul>
<p>【鉢もの】 品種識別技術の開発等、知的財産権の保護強化</p>	<p>【鉢もの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省は、品種識別技術の実用化を図る取組支援、また、アジアをはじめ海外の国々における国際基準に基づいた植物品種保護制度整備への支援を継続して行う。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、世界でのマーケットを視野に入れた育成者権取得の戦略(米国から先に取得する等)の重要性等、鉢物輸出に必要な権利保護の啓発等を引き続き行う。</li> </ul>
<p>【切り花】 統一規格やロゴ等によるジャパン・ブランドの浸透</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国花き輸出拡大協議会は、多岐にわたる日本の花を共通で宣伝するための統一ロゴの制作及び活用方法について検討する。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、日本花き取引コード普及促進協議会と連携して、日本花き取引コード(JFコード)を活用した日本産花きのPRを図る。</li> </ul>

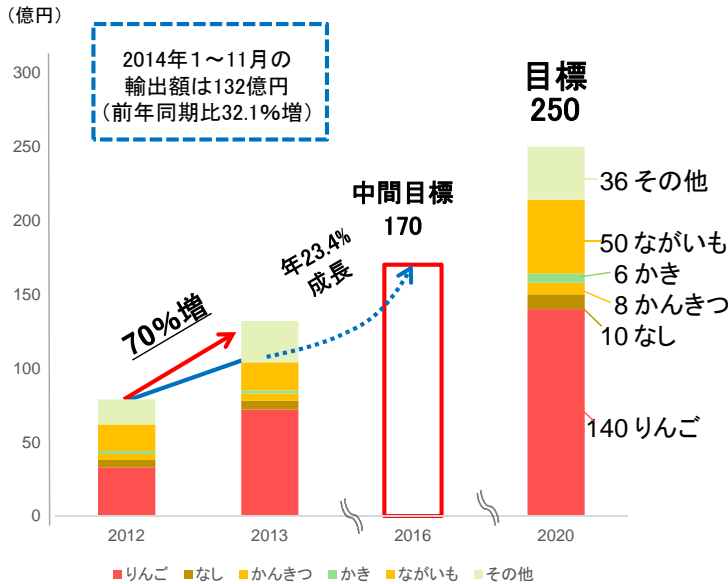
## 平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
<p>【切り花】 見本市の開催等による花文化と併せた効果的な発信</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出事業者は、ジェットロ等を通じ、切り花輸出先として有望な国地域での見本市への参加、海外バイヤーを招へいた国内商談会等への参加により、プロモーションを行う。</li> <li>農林水産省は、4月～7月頃の花きのプロモーション活動に対しても支援できるよう手続きを円滑に進める。</li> <li>輸出事業者、農林水産省は、2016年アンタルヤ国際園芸博覧会への出展に向けた準備を進める。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会及び輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)が、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。(再掲)</li> <li>ジェットロは、切花輸出先として有望な国・地域の見本市へのジャパンパビリオン出展や、海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催等を行う。</li> </ul>
<p>【切り花】 長時間輸送に耐えうる鮮度保持技術の開発・普及</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出事業者は、鮮度保持を可能とするコールドチェーンに関する技術的検証を行う。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、花きの生産者及び輸出業者に対して、輸出を見込んだ国内生産・流通体制の検討を促す。</li> <li>全国花き輸出拡大協議会は、試験研究機関及び種苗会社等との情報共有を図る。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>【鉢もの・切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省は、平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の趣旨を踏まえ、種苗法の特例(品種登録の出願料及び登録料の減免措置)を活用した海外で好まれる花色や長時間輸送に耐えうる耐病性等を有する新品種の育成を促進するため、育種関係者に対して当該特例に関する周知・助言を行う。</li> </ul>

## 平成27年度 青果物の輸出拡大方針

青果物の輸出について、青果物の品目別輸出戦略に基づく輸出拡大を図る。さらに品目間・産地間の連携によるオールジャパンでの輸出拡大のため、「多品目周年供給体制」の検討を行うと共に、その実現に向け取り組む輸出団体設立に向けた検討を行う。

### 輸出の現状



重点国・地域

- りんご 目標(2020年):140億円  
台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア
- なし 目標(2020年):10億円  
台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE
- かんきつ 目標(2020年):8億円  
台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド
- かき 目標(2020年):6億円  
香港、タイ、マレーシア、米国
- ながいも 目標(2020年):50億円  
台湾、シンガポール、マレーシア、米国

## 平成27年度 青果物の輸出拡大方針

### 輸出戦略上の対応方向※

富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、マーケティング等の強化により売れる品目を発掘しつつ市場を開拓

日本産青果物が海外の店舗に常時並ぶ「多品目周年供給体制」を構築

### 輸出拡大方針

#### 【りんご】

- ・ 台湾、香港にあつては、富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、ブランド維持を図りながらマーケティングを強化。
- ・ 東南アジアの国々について「おいしさ」「安全」をアピールした販促活動による、新たな流通チャネルを開拓。

#### 【かんきつ】

- ・ 輸出実績の少ない中晩柑を組み合わせて輸出期間を長期化。
- ・ 日本産みかんをバイヤーや消費者に知ってもらう取組を強化。

#### 【かき】

- ・ 産地の連携による効率的・効果的な販促活動の実施。
- ・ 国内需給バランスが崩れる9月中旬～10月上旬の期間をターゲットとした輸出の実施。
- ・ 実用可能な鮮度保持技術の実証試験の実施。

#### 【なし】

- ・ 百貨店での販売促進等により、購入実績のある富裕層のニーズに的確に対応。
- ・ 輸出期間の長期化や消費者の求める小玉果等の投入により需要を拡大。

#### 【ながいも】

- ・ 日常的に消費される健康に資する食材として広く消費者にアピールすることにより、消費を拡大。
- ・ 高品質をアピールし、薬膳料理の食材のみならず日本料理の食材として売り込む等、新規市場の開拓。
- ・ HACCPなど安全性をアピールできる流通体制の確立。

#### 【多品目周年供給体制】

- ・ 複数の産地を取りまとめる体制構築を通じ、多品目・多品種を組み合わせたりレアー出荷等による周年供給体制の構築を図る。

#### 【輸出体制の整備】

- ・ 海外マーケット調査や宣伝活動等を一元的に取り組む輸出団体設立に向け検討。

# 平成27年度 青果物の輸出拡大方針

## 輸出戦略上の対応方向

## 輸出拡大方針

検疫の制限等に対する戦略的働きかけ

### 【植物検疫】

- ・ ベトナム向けりんごの植物検疫措置について協議を実施。
- ・ タイ向け「かんきつ」について指定生産地域の拡大と新たに追加する地域の承認に向け引き続き協議。
- ・ 米国向け「かき」について解禁に向け働きかけを実施。

### 【残留農薬基準】

- ・ 台湾・香港の残留農薬基準の追加設定について、現場の意見や市場のニーズを踏まえ、優先度の高いものからインポートトランスの申請を行う。

### 【その他】

- ・ インドネシア向け「りんご」の生産国認定について、先方政府に適宜審査の進捗状況を照会するとともに、速やかな認定を督促。
- ・ インドネシアが実施する輸入ライセンス制度について、米国等の関係国と連携しつつ、インドネシア政府に適切に対応。

原発事故による輸入停止措置の解除

### 【台湾・香港】

- ・ 台湾、香港について重点的に規制解除の働きかけを実施。
- ・ 台湾が進める規制強化の動きに対して情報収集に努めるとともに、青果物の輸出に支障がないよう適切に対応。

### 【その他の国・地域】

- ・ 台湾、香港以外の国・地域については、科学的根拠に基づき規制措置の見直しを要請。

鮮度保持・長期保存技術の開発

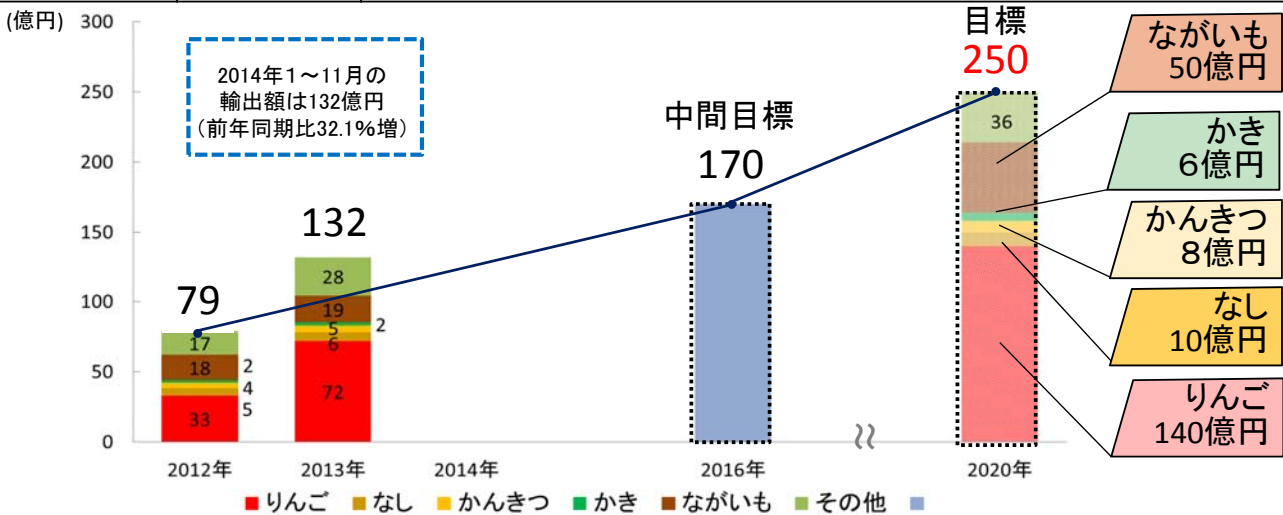
### 【技術開発】

- ・ 1-MCPIによる鮮度保持技術についての研究・開発を実施。
- ・ サクラボ損傷ゼロパッケージの生産者への普及と利用法の指導や新たな市場開拓を実施。
- ・ カピリン製剤及びMA包装資材については、より生産現場で使いやすい資材として改良。

## 青果物の品目別輸出戦略について

2020年に青果物の輸出額250億円を達成するため、平成27年1月に各品目の輸出目標・重点国(下記)及び対応方向を定めた青果物の品目別輸出戦略を策定。

品目	輸出目標	重点国
りんご	140億円	台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア
なし	10億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE
かんきつ	8億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド
かき	6億円	香港、タイ、マレーシア、米国
ながいも	50億円	台湾、シンガポール、マレーシア、米国



## りんごの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	140億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港における購買層の大幅な拡大</li> <li>➢ 東南アジアの国々における市場拡大</li> </ul>
-----------------	-------	--

重点国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港については、中間層の開拓により、輸出量が大幅に増える可能性</li> <li>➢ 落葉果樹の栽培ができない東南アジアの国々は、潜在的なりんごのマーケットとして極めて有望</li> </ul>
台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港において人口が多い中間層の消費拡大</li> <li>➢ 新規市場の開拓による、新たな輸出先の確保</li> <li>➢ 検疫の制限変更などによる戦略的な働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港にあつては、富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、ブランド維持を図りながらマーケティング等の強化により、輸出量を一層拡大</li> <li>➢ タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシアなどについては、日本産りんごの「おいしさ」「安全」をアピールした販売促進による、新たな流通チャネルの開拓</li> <li>➢ インドネシア、ベトナム、中国に対しては、優先順位を明確にした働きかけによる植物検疫措置の解禁や輸入制限措置の早期解消</li> </ul>

## なしの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	10億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港において富裕層ニーズに的確に対応するとともに、輸出期間の長期化や消費者の求める小玉果等の投入により需要を拡大</li> <li>➢ タイ、マレーシア等の経済成長下にある国の富裕層や、シンガポール、米国、UAE等の新規市場の開拓</li> </ul>
-----------------	------	--

重点国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、香港については中秋節の贈答用として大玉果の需要があるものの、中間層向け需要に対しては競合国との価格競争から厳しい状況</li> <li>➢ 成長の著しい東南アジアも潜在的マーケットとして有望。また、富裕層の多い中東市場も開拓の余地あり</li> </ul>
台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高価格・高品質のものを富裕層を中心として贈答用に供給</li> <li>➢ 台湾、香港の中間層向け需要に対応するため、競争相手を意識したマーケティング</li> <li>➢ 台湾、香港以外の新規市場の開拓による、新たな輸出先の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 百貨店での販売促進等により、購入実績のある富裕層のニーズに的確に対応</li> <li>➢ 中間層向けに低価格帯の小玉果を供給するための徹底した低コスト化。また、出荷時期の異なる多数の品種を組み合わせるとともに、長期保存体制を確立することにより長期販売を実現</li> <li>➢ タイ、マレーシア等の発展の著しいアジア諸国の富裕層や、シンガポール、米国、UAE等の消費者を対象に購買目的に沿った販売促進の強化</li> </ul>



## かんきつの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	8億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中晩柑を組み合わせた輸出期間の長期化による日本産かんきつの需要拡大</li> <li>➢ 台湾・香港・シンガポール等への知名度の向上による購入層の拡大</li> </ul>
-----------------	-----	---

重点国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本産みかんの主要な輸出先はカナダであるが、台湾、香港及びシンガポール等にも潜在的な需要が存在</li> </ul>
台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本産みかんは、カナダにおいて豊富な品揃えと高い品質によって高い評価を得ているものの、その輸出は、中国産との競合により厳しい状況</li> </ul>

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 温州みかんと中晩柑を組み合わせた輸出期間の長期化</li> <li>➢ 知名度をあげるためのPRの強化</li> <li>➢ 輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準の変更等の戦略的な働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 輸出実績の少ない中晩柑を組み合わせて輸出期間を長期化</li> <li>➢ 日本産みかんを地元バイヤーや消費者に知ってもらうための取組を強化</li> <li>➢ タイに対する植物検疫措置の緩和や、台湾、香港に対する残留農薬基準の設定等の働きかけ</li> </ul>

## かきの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	6億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 産地間連携により一定量の輸出を可能とし、富裕層に加えて、人口の多い中間層にも消費を拡大</li> </ul>
-----------------	-----	---

重点国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ かきは亜熱帯地域で生産できない落葉果樹である一方、食感がマンゴーなど熱帯果実と違い歯ごたえのある食感を消費者が評価</li> <li>➢ かきの輸出実績があり、すでに商流が確立(商流の新規開拓のリスクが低い)</li> </ul>
香港、タイ、マレーシア、米国	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 産地間連携に伴う販促活動の一元化により、日本産かきのブランドを強化</li> <li>➢ 一定の輸出量の確保により、人口の多い中間層への戦略的な需要拡大</li> <li>➢ 対象国の購買層、商流、競争相手を意識したマーケティング</li> <li>➢ 鮮度保持・長期保存技術の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 輸出産地の連携による効果的・効率的な販促活動の実施</li> <li>➢ 国内需給バランスが崩れる9月中旬～10月上旬の期間をターゲットとした輸出の実施 → 輸出による需給調整効果も期待</li> <li>➢ タイ・香港・マレーシアは消費者層により商流が分かれている状況。今後、輸出ターゲットを絞り込むために、その実態について、インポーターの生の声を調査・収集</li> <li>➢ 実用可能な鮮度保持技術に係る実証試験の実施</li> </ul>

# ながいもの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	<b>50</b> 億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 米国東部・東南アジア等の新規市場の開拓による需要の拡大</li> <li>➢ 輸出に対応した国内生産・出荷体制の確立</li> </ul>
-----------------	--------------	--

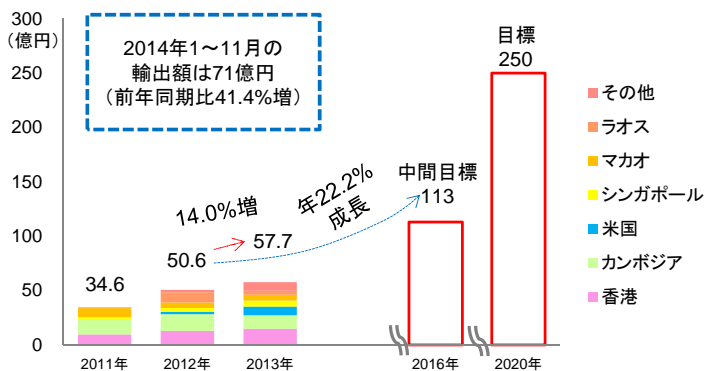
重点国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台湾、米国においては、華僑社会を中心に薬膳料理の食材として需要あり。特に近年は米国において需要が大きく伸びている状況</li> <li>➢ 米国向け輸出は、現在、ロサンゼルス等の西海岸向けが中心。ニューヨーク等の東海岸でも需要あり</li> </ul>
台湾、シンガポール、マレーシア、米国	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日常食材としての普及による消費者層を拡大</li> <li>➢ 日本産をアピールした販売戦略の展開</li> <li>➢ 消費者ニーズに対応した流通体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日常的に消費される健康に資する食材として広く消費者にアピールすることにより、消費を拡大</li> <li>➢ 日本産の品質の高さをアピールし、薬膳料理の食材のみならず例えば海外における日本料理の食材として売り込むなどの新規市場の開拓</li> <li>➢ HACCPなど安全性をアピール出来る流通体制の確立</li> </ul>

## 平成27年度 牛肉の輸出拡大方針

牛肉のオールジャパンでの輸出拡大を図るため、牛肉の輸出団体を設立し、この団体に対して、農林水産省、ジェトロ、農畜産業振興機構等がそれぞれの立場から各種サポートを行う体制を構築する。輸出団体が中心となって、国内検討会の開催、海外マーケット調査、国内外での日本産牛肉のPR、和牛統一マークの管理、輸出環境整備等に取り組み、ジャパン・ブランドでの牛肉輸出を推進する。

### 輸出の現状



### 重点国・地域

#### 【新興市場※】

米国、EU、カナダ、香港、マカオ、シンガポール、タイ、フィリピン、UAE、カタール、ロシア、メキシコ、インドネシア、NZ、ベトナム

※ 検疫に係る協議が調い、輸出する牛肉に係る衛生証明書の発行が開始されることとなった国・地域を順次追加する。

#### 【有望市場】

中国、台湾、イスラム圏(マレーシア、サウジアラビア他)等

### 輸出戦略上の対応方向※

輸出解禁・輸出条件緩和に向けた検疫協議の進展

### 輸出拡大方針(案)

- 国は、有望市場の解禁を目指して検疫協議を継続するとともに、既存の輸出先国についても輸出条件の緩和を実現。
- 国は、航空手荷物としての輸出が可能となるよう、まずは米国との協議を進展。
- 国は、関係事業者の要望や都道府県等の実情を踏まえ、現在の認定施設外に立地する施設においてスライス等の加工や冷凍・冷蔵保管を行って輸出する上での課題を整理・分析し、輸出の可能性を検討。

## 平成27年度 牛肉の輸出拡大方針

### 輸出戦略上の対応方向

### 輸出拡大方針

輸出施設認定に係る国内手続きの加速化

- 事業者に対して、施設認定に係る相手国の要求事項等の情報を分かりやすく適時適切に提供するとともに、引き続き施設整備を支援。

ハラール対応  
(ハラール認証の取得や産地食肉センターの整備等)

- 国内外のイスラム市場を取り込むため、食肉処理施設の整備に対する支援等により、ハラール牛肉生産を支援。
- また、ジェットロのセミナー等を通じて、ハラール制度に関する情報を普及させるとともに、他国のハラール製品の生産・輸出に関する調査を実施。

日本食文化と一体的なプロモーション

- 輸出先国のマーケット調査結果等を踏まえ、外国産“Wagyu”との差別化を図りつつ、日本食文化と一体的な和牛プロモーションを引き続き実施。
- 海外のシェフ、小売店、消費者、食肉関係事業者等を対象に、対象毎に最適な時期、場所及び手法で、日本産牛肉に関する啓蒙・PR活動を効果的に実施。
- 「和牛統一マーク」について、効果的な使用・普及方法等について検討し、適切な管理を実施。

商談会開催や見本市出展等の支援

- 輸出団体を設立・育成し、農林水産省、ジェットロ、農畜産業振興機構等がそれぞれの立場から各種サポートを行う体制を構築。

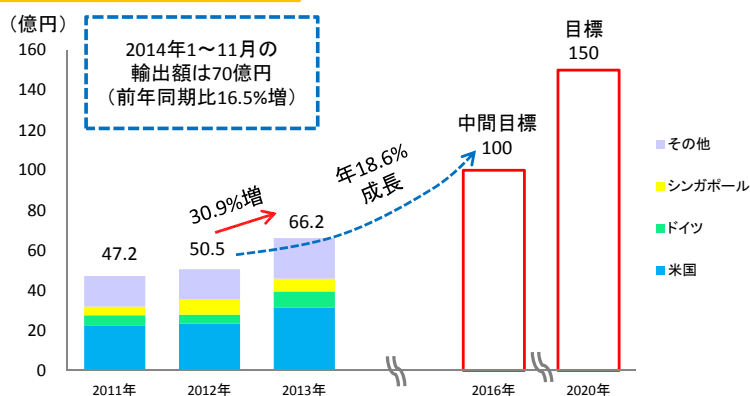
ジェットロによる酒類などと一体的な日本食材の販売促進

- 国際的に影響力がある海外見本市において、関係者と連携し、牛肉ブースを設営する等、オールジャパンでの販促活動を実施。

## 平成27年度 茶の輸出拡大方針

茶のオールジャパンでの輸出拡大のため、茶の輸出団体を設立し、この団体に対してジェットロや農水省によるサポートを行う。輸出団体が中心となって残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行う。産地間の調整についても、同団体が産地間での調整を行い日本茶の輸出を推進する。

### 輸出の現状



### 輸出戦略上の対応方向※

### 輸出拡大方針

#### 【生産サイドの対応方向】

輸出に対応した茶栽培技術、加工技術の確立、病虫害に強い茶の開発  
輸出相手国の食品衛生関係規制に対応した基準に合った生産体制の確立

- 2014年度に作成した標準防除暦を各地域の防除暦に反映させるように、各産地へ輸出向け防除暦の普及を行う。
- 病虫害抵抗性品種の改植支援事業を引き続き実施。
- 国内における輸出可能な栽培面積の実態を把握するため産地等を含めた国内検討会議を行う。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

## 平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
有機栽培の推奨 米国の有機同等性の承認の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、有機栽培への支援を実施する。</li> <li>2014年度の調査結果を踏まえて、見本市や商談会等の機会を利用して有機茶の販売を実施する。</li> </ul>
健康成分高含有品種の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発・普及に向けた具体的な対応策を検討する。</li> </ul>
茶樹中の放射性セシウム低減の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き低減対策の情報提供や現場支援を実施する。</li> </ul>
【輸出環境整備】	
EU向けのGLOBAL G.A.P.認証取得支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きGlobal G.A.P.の取得支援を実施。</li> </ul>
EU、香港、台湾の残留農薬基準への対応（基準に沿った生産体制確立、相手国でのインポートトレランス設定の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本茶関係団体が集まって、残留農薬問題に対応するためのワーキンググループを設定する。</li> <li>2014年度茶部会で作成した米国、EU、台湾向け茶のインポートトレランスの優先順位リストを踏まえて、インポートトレランス申請を行う。</li> <li>インポートトレランス申請に必要なデータが不足している成分については、次年度以降の申請に向けたデータの収集を行う。</li> <li>香港での残留農薬基準の設定状況を確認し、インポートトレランスの優先順位を設定する。</li> <li>輸出品を対象に輸出先国の基準に合致しているのかの残留農薬検査を実施する。</li> <li>国際基準・規格等のハーモナイゼーションの動きに対する情報収集等を行う。（緑茶の定義、緑茶の評価用語の検討）</li> </ul>

## 平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
【マーケティング】	
日本食・食文化の発信とあわせた売り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立した日本茶輸出団体を中心に、日本茶の淹れ方、飲み方の普及指導のための人材育成を行う講座、ワークショップ等を開催。</li> <li>見本市、商談会等で日本茶をPRするための教材を輸出先言語に翻訳するなど、PR素材の充実を図る。</li> <li>日本茶ロゴマークの検討を行うため、日本茶関係団体で検討委員会を設置する。</li> <li>海外の茶教育プログラムに日本茶を組み込むために教育カリキュラムを作成する。</li> </ul>
日本茶の安全性や健康イメージ、カテキンなど機能性成分による効能をPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年の調査結果を踏まえて、機能性成分を生かしたPRを検討する。</li> <li>機能性成分を紹介したPR素材の多言語化を行う。</li> <li>見本市や商談会の機会を利用して、PR素材を活用して日本茶の機能性についてのPR、販売等を行う。</li> </ul>
富裕層だけでなく中間層もターゲットとした新規需要層の開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、見本市や商談会等において富裕層をターゲットとしたPR、販売を実施する。</li> </ul>
フレーバーティー等相手国の嗜好に合った商品を開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出国における嗜好についての調査を行い、輸入国の嗜好に合わせた茶の栽培方法や加工方法を検討するために日本茶関係団体で検討委員会を設置する。</li> <li>見本市や商談会の機会を利用して、現地の嗜好に合わせた商品のPR、販売等を行う。</li> </ul>

(4) 主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要  
(2015年4月10日時点)

香港							
品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	その他
野菜・果実		■	■	■	■	■	
牛乳・乳飲料・粉ミルク		■	■	■	■	■	
食肉		■	■	■	■	■	
家禽卵		■	■	■	■	■	
水産物		■	■	■	■	■	
上記以外の食品 (酒類・飼料を含む)							

■ : 輸入停止  
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求  
 ■ : 香港側でサンプル検査を実施

米国																
品目	都道府県	青森	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	山梨	長野	静岡	その他
水産物																
きのこ類																
山菜																
野菜・果実																
牛乳・乳製品																
穀物																
茶・茶製品																
食肉																
野生鳥獣																
上記以外の食品 (酒類を含む)																
飼料																

■ : 輸入停止(日本国内での出荷制限対象品目)  
 ■ : 第三者検査機関発行の放射性物質検査報告書を要求  
 ■ : 米国側でサンプル検査を実施

台湾							
品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	その他
水産物		■	■	■	■	■	
きのこ類		■	■	■	■	■	
山菜		■	■	■	■	■	
野菜・果実		■	■	■	■	■	
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	
穀物		■	■	■	■	■	
茶・茶製品		■	■	■	■	■	
食肉		■	■	■	■	■	
野生鳥獣		■	■	■	■	■	
上記以外の食品 (酒類・飼料を除く)		■	■	■	■	■	

■ : 輸入停止  
 ■ : 台湾側でサンプル検査(又は、全ロット検査)を実施

※台湾においては、2015年4月15日に輸入規制の強化(上記5県産の輸入停止措置を継続しつつ、5県産以外のすべての食品に対し産地証明書添付を義務付け、および一部の都県産の食品に対し放射性物質検査証明書添付を義務付け)の公告がなされた(30日後に施行予定)。この輸入規制の強化については、科学的根拠に基づかないものとして、撤回するよう強く申し入れているところ(平成27(2015)年4月23日現在)。

中国												
品目	都道府県	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	新潟	長野	その他
水産物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜・果実		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
穀物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶・茶製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野生鳥獣		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
酒類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
上記以外の食品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
飼料		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 輸入停止  
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求  
 ■ : 政府機関発行の産地証明書を要求

韓国																								
品目	都道府県	北海道	青森	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	三重	愛媛	熊本	鹿児島	その他
水産物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜・果実		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
穀物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶・茶製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野生鳥獣		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
酒類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
上記以外の食品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
飼料		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
養魚用飼料・魚粉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 輸入停止  
 ■ : 輸入停止(日本国内で1度でも出荷制限対象となった品目)  
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求  
 ■ : 政府機関発行の産地証明書を要求





# (5) 当面取り組むべき輸出環境課題について

輸出戦略実行委員会において、輸出環境整備に係る約150の課題を整理し、約40の課題に最優先で対応。

	加工食品	水産物	コメ・コメ加工品	青果物	牛肉	林産物	茶	花き	
韓国	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(8都県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県))						
中国	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○乳・乳製品の輸入停止の解除 ○食品安全法に基づく国家基準への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○精米・碾磨施設の認定取得		○日本産牛肉の輸入禁止		○木構造設計規範への対応 ○木材のくん蒸処理		○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化
香港	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)) ○フグの輸出解禁への対応	○模倣・知的財産の侵害対策	○残留農薬基準(2014年8月)への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)) ○月齢制限の撤廃 ※2015年1月撤廃			○残留農薬基準への対応	
台湾	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除) ○検査条件の設定(トマト)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5都県)) ○日本産牛肉の輸入禁止			○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県))	
フィリピン	○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(4県))							
ベトナム	○模倣・知的財産の侵害対策			○検査条件の設定(りんご)					
タイ	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県)		○検査上の生産地域域の追加(かんきつ類) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○月齢制限の撤廃 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県)				
マレーシア	○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○ハラール認証の取得(水産加工品)		○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○日本産牛肉の輸入禁止 ○ハラール認証の取得				
シンガポール	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))		○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○放射性物質検査報告書の要求の解除(福島県)			○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))
インドネシア	○MML番号の取得 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○園芸作物(ジュース、ジャム)の輸入ライセンスの取得 ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得 ○表示ラベル規制への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(全都道府県)) ○ハラール認証の取得(水産加工品)		○植物由来食品の生産国認定 ○園芸作物の輸入ライセンスの取得 ○輸入利用港の制限 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○日本産牛肉の輸入禁止 ※2014年11月解禁 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○ハラール認証の取得				
インド	○表示ラベル規制への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策								
中東 (トルコ含む)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得(水産加工品)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン)	○日本産牛肉の輸入禁止 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得				
EU	○既存添加物(クチナシ、ベニバナ、ベニコウジ)の使用許可 ○畜肉エキス(豚・鶏)の使用許可 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除) ○栄養成分表示への対応	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8県)) ○かつお節輸出に向けた対応 ○EU-HACCPの取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○GLOBAL G.A.P.認証の取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県))			○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○GLOBAL G.A.P.認証の取得	
ロシア	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(8県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))			○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))	
米国	○既存添加物(クチナシ、ベニバナ、ベニコウジ)の使用許可 ○畜肉エキス(豚・鶏)の使用許可 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入制限の解除(3県)) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○米国HACCPの取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(3県)) ※2014年12月規制緩和(対象から除外) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○包装米飯の製造工程に関する承認	○検査条件の緩和(うんしゅうみかん) ※2014年11月緩和 ○検査条件の設定(かき) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入制限の解除(3県)) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応					○残留農薬基準への対応 ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応
メキシコ									
ブラジル	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県))						

第1グループ(特に優先) 赤字  
第2グループ(優先) 緑字  
第3グループ 青字  
国と事業者との協同で対応する課題 黒字  
委員会取りまとめ(2014年11月)後に  
解決・進捗した課題









**【連絡先】**

農林水産省食料産業局輸出促進グループ

代表：03-3502-8111（内線 4310）

直通：03-3501-4079

農林水産物・食品輸出関連情報（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>